

26

大学院履修要項

2014

室蘭工業大学大学院工学研究科

MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING

室蘭工業大学の理念と目標

— 創造的な科学技術で夢をかたちに —

理 念

室蘭工業大学は、自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献します。

目 標

○教育

- 1 室蘭工業大学は、学生一人ひとりの多様な才能を伸ばし、幅広い教養と国際性、深い専門知識と創造性を養う教育を行います。
- 2 室蘭工業大学は、総合的な理工学に基づく教育を展開し、未来をひらく創造的な科学技術者を育成します。

○研究

- 3 室蘭工業大学は、真理の探究と創造的な研究活動を推進し、科学技術の発展に貢献します。
- 4 室蘭工業大学は、地球環境を慈しみ、科学技術と人間・社会・自然との調和を考えた研究を展開します。

○社会・国際貢献

- 5 室蘭工業大学は、学術研究の成果を地域・国際社会へ還元するとともに、産官学連携を推進し、豊かな社会の発展に貢献します。
- 6 室蘭工業大学は、国際的な共同研究や学術交流を積極的に推進し、世界の発展に貢献します。

○運営

- 7 室蘭工業大学は、絶えざる発展を目指し、自主自律と自己責任の精神をもって大学運営にあたります。
- 8 室蘭工業大学は、開かれた大学として情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果たします。

教 育 目 標

工学研究科博士前期課程の教育目標

学生一人ひとりの多様な才能を伸ばし、専攻分野における高度な専門性およびその周辺分野の知識を培う理工学教育を通して、新しい科学技術を展開し社会に貢献する技術者の育成を行う。

- ①複雑な科学・技術問題の分析能力と問題解決能力を備えた技術者を養成する。
- ②複雑な課題に対する対応能力と研究能力を備えた技術者を養成する。
- ③論理的な思考を展開でき、専門分野を含めて国際的なコミュニケーション能力を備えた技術者を養成する。

工学研究科博士後期課程の教育目標

- 1)幅広い知識と国際的視野を有し、高い倫理観を備え、科学技術に関する実践的な研究能力を通じて学術の創造と文化の進展に意欲のある学生、社会人、留学生を受入れ、一人ひとりの多様な才能を伸ばす教育を行う。
- 2)自立した研究活動あるいはその他の高度に専門的な業務に必要な高度の研究能力とその周辺分野の基礎知識を備えた創造的な研究者・科学技術者を育成する理工学教育と研究指導を行う。

これにより、

- ①工学先端技術を修得した第一線の研究者・科学技術者として国際的に活躍できる人材を養成する。
- ②科学技術の発展と多様性に対応できる柔軟な思考力・構想力と国際的な情報収集、情報発信能力を備えた研究者・科学技術者を養成する。
- ③国際的なコミュニケーション能力を備えた研究者・科学技術者を養成する。
- ④高い倫理観と国際的視点を持った研究者・科学技術者を養成する。

I 本学の概要

1. 室蘭工業大学大学院の目的及び使命	1
2. 工学研究科博士前期課程の教育目的	1
3. 各専攻の教育目的	1
4. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	1
5. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	1
6. 各専攻の教育システム	2
7. 工学研究科博士後期課程の教育目的	6
8. 工学専攻の教育目的	6
9. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	6
10. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	6
11. 工学専攻の概要	6

II 履修等に関する事項

1. 履修	7
2. 授業	7
3. 成績評価	8
4. 修了の要件	8

III MOT教育プログラム

IV 環境調和材料工学教育プログラム

V 教育職員免許状

VI 工学研究科博士前期課程教育課程

環境創生工学系専攻

物質化学コース	13
化学生物工学コース	14
環境建築学コース	15
土木工学コース	16
公共システム工学コース	17

生産システム工学系専攻

機械工学コース	18
ロボティクスコース	19
航空宇宙総合工学コース	20
先進マテリアル工学コース	21
応用物理学コース	22

情報電子工学系専攻

情報システム学コース	23
知能情報学コース	24

電気通信システムコース	25
電子デバイス計測コース	26
副専修科目	27
MO T教育プログラム	29
環境調和材料工学教育プログラム	30
VII 工学研究科博士前期課程教員及び専門分野	31
VIII 工学研究科博士後期課程教育課程	37
IX 工学研究科博士後期課程教員及び専門分野	38
X その他	
1. 授業料未納による除籍処分	40
2. 日本学生支援機構の「特に優れた業績による返還免除」制度について	40
3. 学生表彰等	40
XI 関係学内規則等	
1. 沿革	41
2. 室蘭工業大学大学院学則	43
3. 室蘭工業大学大学院工学研究科規則	49
4. 室蘭工業大学連携大学院方式に関する規則	51
5. 室蘭工業大学大学院学生の転専攻に関する規則	52
6. 室蘭工業大学の第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則	53
7. 室蘭工業大学における大学院学生の研究指導の委託及び受託に関する規則	53
8. 室蘭工業大学学位規則	56
9. 室蘭工業大学学位審査取扱細則	58
10. 学位論文審査の取扱いに関する申合せ	62
11. 論文博士の申請資格及び学力の確認方法に関する申合せ	63
12. 室蘭工業大学外国人留学生規則	63
13. 室蘭工業大学学生交流に関する規則	65
14. 室蘭工業大学研究生規則	67
15. 室蘭工業大学科目等履修生規則	68
16. 室蘭工業大学大学院工学研究科長期履修学生規則	69
17. 室蘭工業大学大学院学生の授業料未納者の除籍に関する申合せ	70
18. 室蘭工業大学奨学金返還免除候補者選考基準	70

I 本学の概要

1. 室蘭工業大学大学院の目的及び使命

室蘭工業大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とし、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。

2. 工学研究科博士前期課程の教育目的

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3. 各専攻の教育目的

・環境創生工学系専攻

自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくために、化学反応や生物機能を高度に利用した有用物質の合成、地球環境の保全及び循環型社会の形成に関する研究・開発、建築物や地下空間を含む社会基盤の構築・整備・保全や防災に係る研究・開発、人々が快適で安心して暮らすことのできる都市や居住空間の創出に向けた計画・設計・施工に関する研究・開発、幅広い知識を有し、環境や防災に関わる公共的な政策・方策の立案を遂行できる創造性豊かな人材を養成する。

・生産システム工学系専攻

システム技術集約の成果である航空宇宙機や次世代ロボット、これらを支える機械工学分野、及び先進材料の創製・開発に求められる材料工学・物理工学分野における基盤研究の推進、融合により、従来の枠組みを超えたシステム創出や要素技術開発に発展させることによって、環境問題やエネルギー対策など、複雑化する課題の解決に貢献できる創造性豊かな人材を養成する。

・情報電子工学系専攻

知能・情報システム、電気及び通信システム、電子デバイス計測に関わる情報工学・電気電子工学分野の体系的な知識と専門能力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などを有し、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる創造性豊かな人材を養成する。

4. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

室蘭工業大学大学院工学研究科は、博士前期課程において、以下に示す能力を身につけた学生に修士の学位を授与する。

- 1) 専門分野およびその周辺分野についての複雑な科学・技術問題を分析し、解決する能力
- 2) 研究成果等を日本語あるいは英語で論文等としてまとめ、発表する能力

5. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

室蘭工業大学大学院工学研究科は、博士前期課程において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけた人材を育成する目的で、以下の方針に基づいてカリキュラムを組み立てている。

- 1) 専門分野の柱となる科目および発展的な科目を配置することにより、実践的な専門応用能力を養う。
- 2) 系統的に組み立てられた他コース履修科目や全学に共通に開講されている科目等により、複雑な課題に対して、広い視野から解決策を見いだす能力を養う。
- 3) ゼミナールおよび特別研究を通じて得られた研究の成果を修士論文としてまとめ、これを発表する過程において、分析能力、解決能力および発表能力を養う。

6. 各専攻の教育システム

(1) 環境創生工学系専攻

・専攻の概要

環境創生工学系専攻は、「環境」を中心としてそれを取り巻く諸分野から成り、自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくための幅広い内容を扱う。「化学系」と「建設系」それぞれの視点からの「環境」を共有してそれらの融合を図りつつ、物質化学、化学生物工学、環境建築学、土木工学、公共システム工学の各コース分野内容を深く学ぶプログラムを設定している。すなわち、最初に専攻全体のバックグラウンドとして、主専修共通科目等において環境問題全体についての認識やそれぞれの分野に関連する現状について学んだ後、各分野における環境問題への取り組みを入り口として用意された各コースの特論科目により、物質化学や生物学及び建築学と土木工学に加えて人間・社会科学の専門知識と研究手法を学ぶ教育プログラムとしている。これにより、持続可能な社会を構築していくための諸問題を根本的なレベルで解明することができる能力を有し、環境に関する多様な問題の解決に応用できる創造性豊かな高度専門職業人を育成する。

・コースの概要

①物質化学コース

化学及び化学工学に関する専門的な知識と技術を修得し、時代の要請に応じて、環境と調和した有用化学物質合成の理論と反応及び化学プロセスの高効率化、地球環境の保全と循環型社会の形成に寄与する資源・エネルギー変換技術に関する研究・開発を遂行できる創造性豊かな人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、化学及び化学工学に関する知識を基礎から系統的に修得する。基幹科目群に属する環境化学特論、環境工学特論、物質化学特論、化学工学特論で基礎的知識の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、化学・化学工学及び環境工学分野における課題解決能力を養う。

②化学生物工学コース

化学及び生物学に関する専門的な知識と技術を修得し、新しい環境調和型有機反応を用いる生物活性物質の創製、自然と共生できる効率的な生物利用技術の創出、及び資源循環に基づく新たなバイオエネルギーシステムの構築と資源再生技術の創生に関する研究・開発を遂行できる時代の要請に応えた創造性豊かな人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、化学及び生物学に関する知識を基礎から系統的に修得する。基幹科目群に属する環境有機化学特論、環境生物学特論、環境生化学特論で基礎的知識の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、化学・生物学及び環境生物学分野における課題解決能力を養う。

③環境建築学コース

少子高齢化に対応し持続可能な社会を構築するために、人と環境に優しい建築・都市空間の計画やデザイン、ならびに省エネルギーや長寿命化に配慮した安全な建築物を実現するための構造設計、建築設備や建築施工等に関わる高度な専門知識を有し、高い倫理観を身につけた建築学分野における技術者として、時代の要請に即応出来る人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、建築・都市空間の計画やデザイン、安全な建築物を設計するための構造設計、建築設備や建築施工等に関する知識を基礎から系統的に修得する。基幹科目群に属する材料、構造、設計、環境の4分野から2分野を選択して基礎的な内容の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、環境建築学分野における課題解決能力を養う。

④土木工学コース

国土や地域・都市空間を中心として心の豊かさを享受できる環境づくりに貢献するた

めの社会基盤施設のデザイン、ならびに安全・安心で快適な暮らしを実現するための都市計画や防災システム等に関わる高度な専門知識を有し、高い倫理観を身に付けた土木技術者として、時代の要請に即応出来る人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、土木工学に関する知識を基礎から系統的に修得する。基幹科目群に属する構造力学、水理学、土質力学、土木計画学に関連する科目から2科目以上を履修して基礎的知識の理解を深める。さらに領域科目群に属する応用科目を履修することで、環境及び防災分野における課題解決能力を養う。

⑤公共システム工学コース

安全・安心な社会の自立的・持続的発展に寄与・貢献するため、工学と人間・社会科学の両面にわたって、環境保全や再生に関わる知識や制御技術、あるいは自然災害の抑制・制御や災害時の安全性確保に関する専門知識を有し、さらにそれらを実践するための公共的な政策・方策を立案し得る素養を持った人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、公共政策及び環境・防災分野の基礎となる基幹科目を選択し、基礎的な科目の理解を深める。さらに領域科目群に属するそれらの応用科目を履修し、長期インターンシップに参加することで、公共政策及び環境・防災分野における課題解決能力を養う。

(2) 生産システム工学系専攻

・専攻の概要

生産システム工学系専攻では、「ものづくり」「生産システム」を共通の基盤とし、その上に、航空宇宙機や次世代ロボットに代表される各分野の高度なシステム技術やマテリアル・機械・物理工学等の工学技術を基礎から応用まで深く学ぶこととしている。すなわち、まず専攻全体で、主専修共通科目の概論等、ものづくりに係る最も普遍的・基礎的な技術を学んだ後、各コースの特論科目により、機械工学やロボティクス、航空宇宙システム工学、先進マテリアル工学、応用物理学の専門知識と研究手法を深く学ぶ教育プログラムになっている。これにより、従来の枠組みを超えたシステム創出や要素技術開発の発展に寄与できる能力を有し、環境問題やエネルギー対策など、複雑化する課題を解決できる高度専門職業人を育成する。

・コースの概要

①機械工学コース

機械工学ならびに機械システムに関連する広範な分野で求められる基礎的な学力と多彩な知識、総合的な技術力と柔軟な応用力を兼ね備え、環境・エネルギー技術、加工・製造技術、要素・システム技術に関する高度専門知識を駆使して、新たなものづくり産業領域を切り拓くことのできる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、機械工学に関する基礎知識を系統的に修得する。基幹科目群に属する熱力学特論、流体力学特論、材料力学特論、機械力学特論などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、機械システム工学及び生産工学分野における課題解決能力を養う。

②ロボティクスコース

多種多様な製造業をはじめ、多岐にわたる産業分野のみならず、家庭、医療、介護、災害の現場で活躍するロボットを具現化するロボティクスは、関連する学問領域の裾野が広い工学分野であり、先進的な擦り合わせ型技術である。多機能かつ高性能なロボットの技術開発のために、制御技術、メカトロニクス、センシング技術、工学設計、要素技術などの基礎知識とシステム統合化などの応用力を身に付け、次世代の基幹産業の一端を支えるロボットや近未来の社会生活に寄与する知的機械システムを創造できる人材を育成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、制御・機械知能、計測・情報数理、設計・生産科学等に関する基礎知識を系統的に修得する。基幹科目群に属する、ロボティクス、

制御、計測、設計に関する基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、ロボティクス及び生産工学分野における課題解決能力を養う。

③航空宇宙総合工学コース

グリーンイノベーションの推進をめざす国の技術戦略に応えかつ基幹技術分野である航空宇宙システム工学は、地上にはない厳しい環境条件において、空気力学、推進工学、構造・材料工学、誘導・制御等の多様で広範な最先端技術を統合した高度かつ総合的なシステムを実現する分野である。具体的な航空宇宙システムの成立を念頭に、システムと要素技術の相互関係を総合的に理解するとともに、各要素技術の基礎知識の修得を通して、

これらを統合した先進システムを構築できる素養を身に付ける。さらに、グローバルな即戦力となる高度専門技術者・研究者育成のために、JAXA、民間企業等の外部機関と連携し、北海道の地の利も生かし、航空宇宙機システム研究センター等学内外の多様な研究施設を活用したコースワークによる先端研究教育を通して広範なキャリアパスを開くとともに実践的な人材を育成する。

なお、コースカリキュラムにおいては、上記4分野に関する知識を基礎からシステムまで系統的に修得する。基幹科目群に属する計測工学などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、航空宇宙システム工学及び生産工学分野における課題解決能力とシステムを俯瞰する能力を養う。

④先進マテリアル工学コース

人類の活動は資源とエネルギーの消費に支えられており、社会の発展に伴う資源枯渇や地球規模での環境問題は喫緊の課題である。本コースでは、マテリアルの設計・創製・評価に関する高度専門知識を修得し、これらを有機的に組み合わせて先進的なマテリアルの開発を行って、マテリアル工学の視点から持続可能なシステムの構築及びエネルギー問題や環境問題の解決などに貢献できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、マテリアル設計、マテリアル創製、マテリアル評価に関する基礎知識を系統的に修得する。基幹科目群に属する計算マテリアル科学、マテリアル物理化学特論、マテリアル科学特論などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、マテリアル工学及び生産工学分野における課題解決能力を養う。

⑤応用物理学コース

磁性体、誘電体、超伝導体、光学材料や生体材料などの次世代の先端材料に対する物理工学及び物性工学の重要性と応用可能性を理解し、それらの専門知識を基礎から応用まで系統的に修得する。高度な課題の分析・解決能力と高い問題意識を持って自ら継続的に研究・開発する能力を身に付ける。真理を探究する精神や技術を培う意欲を備え、環境問題やエネルギー問題などで複雑化・高度化する社会の要請に応え、持続可能な社会の構築に貢献できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、物理工学及び物性工学に関する基礎知識を系統的に修得する。基幹科目群に属する物理数学、物性学、物性論などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、応用物理学及び生産工学分野における課題解決能力を養う。

(3) 情報電子工学系専攻

・専攻の概要

情報電子工学系専攻では、数理的な手法を共通の基礎としつつ、それに立脚する「情報・電子」に関連した種々の技術体系について扱う。具体的には、コンピュータシステムやそのためのソフトウェア、情報通信、電気エネルギー等の応用分野や、それらの基盤となる

エレクトロニクスや計測システム関連技術に注力するために、情報システム学、知能情報学、電気通信システム、電子デバイス計測の各コースプログラムを設定している。専攻共通科目で各分野に共通する基礎的な内容を学び、各コースの特論科目によりコースの専門知識を深く学ぶことで、体系的な知識を修得する。さらに、特別演習、ゼミナール、特別研究を通じ、分析能力、解決能力、発表能力を養い、得られた研究の成果を修士論文にまとめることで、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などこれからの技術者に必要な資質と、情報工学と電気電子工学に関する精深な知識を備えた高度専門職業人を育成する。

・コースの概要

①情報システム学コース

アルゴリズム、計算機アーキテクチャ、ソフトウェア工学、情報ネットワークなどの情報工学に関する高度な専門知識、及び、数理モデルに基づく情報分析力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などの技術者としての確かな技能を有し、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、講義と演習で組み合わせられた自コースの各科目を履修し、情報システム学に関する基礎知識を実践的な形式で修得する。さらに、他コース科目を履修することで応用範囲を広げ、情報システム学及び数理工学分野における多様な課題に対する解決能力を養う。

②知能情報学コース

視覚情報処理、認識と学習、人工知能などコンピュータを中心とする様々なシステムの知能化に関する高度な専門知識、及び、数理モデルに基づく情報表現力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などの技術者としての確かな技能を有し、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、講義と演習で組み合わせられた自コースの各科目を履修し、知能情報学に関する基礎知識を実践的な形式で修得する。さらに、他コース科目を履修することで応用範囲を広げ、知能情報学及び数理工学分野における多様な課題に対する解決能力を養う。

③電気通信システムコース

電気エネルギーの発生、供給、有効利用に関する専門能力、通信方式と通信システム、情報伝送用の信号発生と信号処理などの通信理論に関する専門能力、ロボットや電力網、通信網などの各種の電気システム、通信システムの制御に関する専門能力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などの技術者としての確かな技能を有し、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、電気、通信システムに関する知識を基礎から系統的に修得する。専攻共通科目の電子回路特論及び基幹科目群に属する電気エネルギー工学特論、通信工学特論などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、電気電子工学及び通信工学分野における課題解決能力を養う。さらに、他コース科目を履修することで応用範囲を広げ、他分野にまたがる多様な課題に対する解決能力を養う。

④電子デバイス計測コース

電子材料、電子デバイス、集積回路作成技術などの電子デバイス工学に関する専門能力、電磁現象及び量子効果を利用した計測の基礎理論から応用についての専門能力、各種の電子システム、計測システムに関する専門能力を備え、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる人材を養成する。

そのため、コースカリキュラムにおいては、電子デバイス、計測に関する知識を基礎から系統的に修得する。専攻共通科目の電子回路特論及び基幹科目群に属する電子デバイス工学特論、計測工学特論などの基礎的な科目の理解を深めると同時に、領域科目群に属するそれらの応用科目を履修することで、電子デバイス工学及び計測工学分

野における課題解決能力を養う。さらに、他コース科目を履修することで応用範囲を広げ、他分野にまたがる多様な課題に対する解決能力を養う。

7. 工学研究科博士後期課程の教育目的

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

8. 工学専攻の教育目的

深化した専門分野をベースにしつつも自身の専門を超えた分野・環境において自立的に対応できる実践的な研究者、あるいは、自身の専門分野における研究遂行能力を核にして多様な社会ニーズを踏まえて産業界で先導的な活躍ができる高度な技術者を育成する。さらに、社会のグローバル化にも対応可能な、国際的なコミュニケーション能力を身につけさせる。

9. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

室蘭工業大学大学院工学研究科は、博士後期課程において、以下に示す能力を身につけた学生に博士の学位を授与する。

- 1) 自立した研究活動を行うための高度な研究遂行能力
- 2) 社会の多様なニーズに対応するための専門技術応用能力
- 3) グローバル化に対応するための国際的なコミュニケーション能力

10. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

室蘭工業大学大学院工学研究科は、博士後期課程において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけた人材を育成する目的で、以下の方針に基づいてカリキュラムを組み立てている。

- 1) 自ら課題を設定し、工学先端技術を駆使してその解決策を見いだすとともに、ゼミナールおよび特別研究を通じて得られた研究の成果を博士論文としてまとめることにより、研究遂行能力を養う。
- 2) イノベーションを創出する能力を養うための授業科目等により、専門知識を幅広い分野で応用する能力を養う。
- 3) 英語プレゼンテーションの実践的能力を身につける授業科目および国際学会等において口頭発表および討議を行うことにより、国際的に通用するコミュニケーション能力を養う。

11. 工学専攻の概要

工学技術の進展による研究分野の変化や幅広い分野に関連する産業界からの要望に柔軟に対応するため、1専攻体制としている。本専攻では、博士前期課程で修得した自分の専門領域の研究遂行能力をさらに深化・高度化させるとともに、社会の多様なニーズに対応する専門技術応用能力を修得させる。また、1専攻で専門分野に広がりがある学生が一堂に会したクラスにおいて、イノベーションマインドの啓蒙を図る授業や専門テーマに関連する英語プレゼンテーション等の授業により、異分野の専門知識を有する学生間で議論、討論を通して互いに切磋琢磨する場を提供し、教育効果を高める。

研究分野としては、博士前期課程各専攻と同様に、①自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくための幅広い環境創生工学分野、②高度なシステム技術を駆使した航空宇宙機や次世代ロボット及びこれらを支える先進機械工学分野や先進マテリアル工学・物理工学分野、③高い価値の社会的・工学的機能を創出する知能・情報システム、電気及び通信システム、電子デバイス計測に関わる情報工学・電気電子工学の分野を扱い、これらの分野に対応する各コースにおいて、複雑な課題に対しても対応し、

活躍できる、より先進的な研究者や高度な専門技術者となる人材を育成する。なお、教育と研究指導にかかる運営体制として、道内・道外の民間企業、公的研究機関、室蘭市、北海道などの外部機関と本学とが連携して設置する博士後期課程アドバイザーボードを活用して、地域や企業の課題解決をめざす研究テーマ等を扱い、イノベーション博士人材の育成にあたる。

・コースの概要

①先端環境創生工学コース

自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくための幅広い環境創生工学分野の複雑な課題に対して、高い問題解決能力を有する、より先進的な研究者や高度な専門技術者となる人材を育成する。

②先端生産システム工学コース

高度なシステム技術を駆使した航空宇宙機や次世代ロボットの研究開発、及びこれらを支える先進機械工学分野や先進マテリアル工学・物理工学分野の複雑な課題に対して、高い問題解決能力を有する、より先進的な研究者や高度な専門技術者となる人材を育成する。

③先端情報電子工学コース

高い価値の社会的・工学的機能を創出する知能・情報システム、電気及び通信システム、電子デバイス計測に関わる情報工学・電気電子工学の分野の複雑な課題に対して高い問題解決能力を有する、より先進的な研究者や高度な専門技術者となる人材を育成する。

II 履修等に関する事項

1. 履 修

(1) 履修登録

教育課程、授業時間割等に基づいて、その学期の履修計画を立て、履修しようとする全ての授業科目について、UNIVERSAL PASSPORT から履修登録してください。

(2) 他専攻履修

大学院博士前期課程の学生が他専攻の授業科目を履修する場合は、主任指導教員の承認を得て、他専攻等科目申告票を一科目ごとに、授業担当教員に提出してください。その上で、教務グループに他学科・他専攻科目申告票を提出してください。

(3) その他

履修登録の期間、登録の方法等については、学期ごとに教務グループから連絡します。

2. 授 業

(1) 学期

学則で、学年を次の2期に分けています。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から翌年3月31日まで

(2) 授業時間割

授業は、学期ごとに専攻、年次別に編成された授業時間割によって実施されます。授業時間割は、毎学期初めに掲示・配布・本学ホームページに掲載しますので各自確認してください。また、授業によっては、開講時期を変更して実施する場合がありますので確認して履修してください。

(3) 休講・補講

教員の病気、学会出席その他の事情により授業が休講となる場合は、UNIVERSAL PASSPORTの「休講情報」又は掲示板によって連絡します。なお、授業中に担当教員から以後の休講予定等を連絡し、掲示を省略する場合がありますので注意してください。

休講した場合には、原則として他の時間を利用して補講を行います。時間、場所（講義室）等については、その都度掲示等によって連絡します。

3. 成績評価

博士前期課程の成績は、100点法により採点し、60点以上を合格とします。

単位を認定された授業科目は、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）の3段階で評価します。

博士後期課程の成績は、単位を認定された授業科目をA、B、Cの3段階で評価します。

4. 修了の要件

(1) 工学研究科博士前期課程

2年以上在学し32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。

(2) 工学研究科博士後期課程

3年以上在学し12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。

(3) 論文審査

博士前期課程・博士後期課程の論文の審査については、室蘭工業大学学位規則（56頁）及び室蘭工業大学学位審査取扱細則（58頁）を参照の上、研究指導教員の指示に従い、遺漏のないようにしてください。また、論文の審査は、学位論文審査の取扱いに関する申合せ（62頁）に定める審査基準に基づいて行われます。

Ⅲ MOT教育プログラム

(1) MOTとは

MOTとはManagement of Technologyの頭文字をとったもので、日本語では「技術経営」と訳されています。すなわち、技術に立脚する事業を行う企業・組織が、持続的発展のために、技術が持つ可能性を見極めて事業に結びつけ、経済的価値を創造していくマネジメントです。

(2) 何故今、MOTか

我が国は高い技術力・産業競争力を有するとされる反面、米国などに比べて、技術をマネジメントして革新的ビジネスチャンスをつかみ、新製品や新事業の創出につなげていく能力が劣っているといわれています。そのため、研究成果などが事業に結びつかないという問題を解決し、次世代の研究開発型ものづくり産業を再生するため、新たな人材育成プログラムとしてMOTが期待されています。

(3) MOT教育プログラム

本学では、こうした社会の期待・要請に応えるため、大学院博士前期課程に「MOT教育プログラム」を開設し、修了者には〈室蘭工業大学大学院工学研究科MOT教育プログラム修了証〉を授与しています。

このプログラムは、目標として、特に次の3点を設定しています。

i) 様々な企業や組織が持続的発展のためにどのように技術開発に取り組んでいるかについ

- て企業・組織活動の全体の観点から学ぶ。
- ii) 技術・技術革新を新製品・新事業の創出につなげる開発業務の企画・設計／マネジメントのあり方について学ぶ。
- iii) 様々な企業・組織における成功例・失敗例を出来る限り多く学習し、将来を演繹することを学ぶ。

(4) 「MOT教育プログラム」の科目構成

上記の目標を達成するため次の授業科目が用意されています。詳しくは 29 頁の教育課程表およびガイダンス資料をご覧ください。

MOTコア科目（必修）	MOT選択科目
①MOT基礎論	①MOTセミナー
②経営科学	②産学連携論
③技術開発基礎論	③マーケティング論
④知的財産戦略論	④ビジネスモデル作成論
	⑤ベンチャービジネス特論
	⑥財務・金融・ベンチャー支援論

IV 環境調和材料工学教育プログラム

(1) 「環境調和材料工学教育プログラム」の概要

複数のコースから博士前期課程の学生を受入れ、環境調和材料に関する専門基礎科目（基盤科目）を供します。また、実践科目である学内インターンシップでは、主指導教員以外の教員の下での実験・実習を義務付けています。加えて、国内外の研究機関で研究指導を受けられる短期・長期インターンシップMを設けてあり、これらの科目の履修により複数の教員・研究者から研究指導を受けられます。当教育プログラムは開講科目の履修を基盤として、知見を広める機会を提供し、その成果を専門分野の理解度向上や技術力の向上へ結びつけ、研究に活かせる人材の育成を目指しています。

(2) 「環境調和材料工学教育プログラム」の特徴

本学では、大学院博士前期課程に「環境調和材料工学教育プログラム」を開設し、修了者には〈室蘭工業大学大学院工学研究科環境調和材料工学教育プログラム修了証〉を授与します。

上述のとおり、このプログラムの特徴は次の3点に集約されます。

- i) 現状と将来像について俯瞰できる概論科目（基盤科目）
- ii) 他研究室での短期実習科目（学内インターンシップ）
- iii) 国内外の関係機関でのインターンシップ（短期・長期インターンシップM）

(3) 「環境調和材料工学教育プログラム」の科目構成

上記の特徴を含め、次の授業科目が用意されています。詳しくは 30 頁の教育課程表およびガイダンス資料をご覧ください。

i) 基盤科目（必修）	ii) 実践科目（必修）	iii) 選択科目
先進マテリアル工学概論	学内インターンシップ	A群
グリーンエネルギー材料工学概論		B群
循環型社会形成論		C群
資源循環工学概論		D群

V 教育職員免許状

本学大学院博士前期課程では、教育職員免許法で定める専修免許状を取得できる教職課程を開設しています。免許状は在学中に必要な単位を修得し、都道府県教育委員会に申請することで取得することができます。

(1) 取得できる免許状

環境創生工学系専攻	高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（工業）
生産システム工学系専攻	高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（工業）
情報電子工学系専攻	高等学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（情報） 高等学校教諭専修免許状（工業）

(2) 免許状の基礎資格

- ・専修免許状：修士の学位を有すること

(3) 専修免許状取得に必要な授業科目と単位数

専修免許状は、一種免許状に必要な単位に加えて博士前期課程において開講される授業科目から別表（11～12 頁参照）に基づき、24 単位以上修得しなければなりません。

※一種免許状に必要な単位が不足している場合でも、大学院在学中に学部の授業科目を修得することで単位を充足することができます。詳しくは教務グループ教務ユニットへ問い合わせてください。

(4) 教育職員免許状の有効期間

平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入され、平成 21 年 4 月 1 日以後に授与された普通免許状と特別免許状について、授与から 10 年後（所要資格を得た年度と授与の年度が異なる場合には、所要資格を得た日から 10 年後）の年度末までの有効期間が付されることになりました。なお、有効期間は、満了の際、免許状更新講習を受講・修了し、本人が申請することで更新することができます。

また、今後現行制度の廃止、教員免許制度の見直しなど変更があった場合は、掲示等によりお知らせします。

(5) 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、定められた単位を修得し大学院を修了した者に対し、本人の願い出により授与されます。修了予定者には、北海道教育委員会への免許状一括申請を 11 月に行います。これにより申請を行った者は修了時に免許状が交付されます。詳しくは、説明会を行いますので掲示を見逃さないよう注意してください。

別表 専修免許状取得に必要な授業科目と単位数

免許状の教科	専攻名	授業科目		備考
数学	情報電子工学系専攻	応用代数特論	数論アルゴリズム特論	24単位以上修得すること。
		応用解析特論	数理システム工学特別演習Ⅰ	
		情報数理工学特論A	数理システム工学特別演習Ⅱ	
		情報数理工学特論B	数理システム工学ゼミナールⅠ	
		計算機代数システム特論	数理システム工学ゼミナールⅡ	
		形の数理特論	数理科学特論A	
		応用数理工学特論	数理科学特論B	
理科	環境創生工学系専攻	環境化学特論	生物有機化学特論	24単位以上修得すること。
		物質化学特論	有機合成化学特論	
		量子化学特論	微生物工学特論	
		分子科学特論	蛋白質化学特論	
		物理化学特論	微生物化学特論	
		電気化学特論	生命科学特論	
		環境有機化学特論	バイオ機器分析特論	
		環境生物学特論	基礎生物学	
		環境生化学特論		
	生産システム工学系専攻	計算マテリアル科学	非線形光学特論	24単位以上修得すること。
		マテリアル物理化学特論	誘電体物理学	
		マテリアル科学特論	生体機能科学	
		マテリアル加工プロセス学	生物物性学	
		マテリアル強度学特論	応用光学特論	
		マテリアル創製学	超伝導物理学	
		固体相転移学	固体磁気共鳴学	
		環境マテリアル	低温物理学	
		基礎物性特論	低温工学	
		量子物性学	放射線物理学	
情報	情報電子工学系専攻	生命情報システム特論A	アルゴリズム特論B	24単位以上修得すること。
		生命情報システム特論B	知識工学特論A	
		情報ネットワーク特論A	知識工学特論B	
		情報ネットワーク特論B	認知情報処理特論A	
		情報メディア工学特論A	認知情報処理特論B	
		情報メディア工学特論B	知能システム学特論A	
		信号処理特論A	知能システム学特論B	
		信号処理特論B	計算機システム特論	
		アルゴリズム特論A		

免許状 の教科	専攻名	授業科目		備考
工業	環境創生工学 系専攻	環境工学特論	交通運輸工学	24単位以上修得 すること。
		化学工学特論	応用水理学特論	
		環境プロセス工学特論	土質力学特論	
		単位操作特論	弾塑性学	
		移動現象特論	コンクリート工学特論	
		環境建築材料学特論	鋼構造学特論	
		環境建築構造設計学	水防災工学特論	
		環境施設設計学特論	環境衛生工学特論	
		空間環境工学特論	地盤防災工学特論	
		構造解析特論	社会基盤管理学	
		環境保全工学	地震・火山防災工学	
		基礎構造学特論	構造力学基礎	
		環境建築計画学特論	地盤工学基礎	
		寒地建築計画学	流体力学基礎	
		環境都市計画特論	社会情報システム特論	
	構造力学特論			
	生産システム 工学系専攻	熱力学特論	光センシング特論	24単位以上修得 すること。
		流体力学特論	システム情報工学特論	
		材料力学特論	トライボロジー特論	
		機械力学特論	数値流体力学特論	
		熱工学特論	航空宇宙構造工学特論	
		材料の劣化とその防止	航空宇宙材料工学特論	
		精密加工学特論	高温複合材特論	
		機械材料強度学特論	飛行力学特論	
		システム制御工学特論	誘導制御工学特論	
		機械システム設計学特論	ジェット推進工学特論	
		医用機械構成学特論	ロケット推進工学特論	
		ロボティクス特論	燃焼工学特論	
		計測工学特論	極超音速推進工学特論	
	情報電子工学 系専攻	電気エネルギー工学特論	応用電磁気学特論	24単位以上修得 すること。
		通信工学特論	計測工学特論	
		制御工学特論	電子デバイス工学特論	
		信号処理システム特論	半導体集積回路特論	
		パワー工学特論	量子工学特論	
		プラズマ工学特論	光計測特論	
		通信システム工学特論	計測システム特論	
伝送工学特論		電子回路特論		

VI 工学研究科博士前期課程教育課程

環境創生工学系専攻

物質化学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
物質化学コース	基幹科目	環境化学特論			2		2			4単位以上修得	10単位以上修得
		環境工学特論			2		2				
		物質化学特論			2		2				
		化学工学特論			2		2				
	領域科目	量子化学特論			2			2			
		分子科学特論			2			2			
		物理化学特論			2			2			
		電気化学特論			2			2			
		環境プロセス工学特論			2			2			
		単位操作特論			2			2			
		移動現象特論			2			2			
専攻共通科目	環境創生工学特論	2				2				※ ※	
	学内インターンシップ				2						
	環境創生工学特別講義A			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別講義B			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別ゼミナールⅠ		3			3	3				
	環境創生工学特別ゼミナールⅡA				3			3	3		
	環境創生工学特別ゼミナールⅡB				1			2			
	環境創生工学特別研究		6			3	3	6	6		

備考

- 1 必修科目11単位、選択科目21単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目4単位以上を含め、自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から5単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目または他大学の単位互換科目から2単位以上を修得すること。

※ 同一科目から二つの学期分のみ修得可能

環境創生工学系専攻

化学生物工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
化学生物工学コース	基幹科目	環境有機化学特論			2		2				4単位以上修得 10単位以上修得
		環境生物工学特論			2		2				
		環境生化学特論			2		2				
	領域科目	生物有機化学特論			2		2				
		有機合成化学特論			2			2			
		微生物工学特論			2			2			
		蛋白質化学特論			2			2			
		微生物化学特論			2			2			
		生命科学特論			2			2			
		バイオ機器分析特論			2			2			
専攻共通科目	環境創生工学特論	2				2				※ ※	
	学内インターンシップ				2						
	環境創生工学特別講義A			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別講義B			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別ゼミナールⅠ		3			3	3				
	環境創生工学特別ゼミナールⅡA				3			3	3		
	環境創生工学特別ゼミナールⅡB				1			2			
	環境創生工学特別研究		6			3	3	6	6		

備考

- 1 必修科目11単位、選択科目21単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目4単位以上を含め、自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から5単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目または他大学の単位互換科目から2単位以上を修得すること。

※ 同一科目から二つの学期分のみ修得可能

環境創生工学系専攻

環境建築学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考		
		必修		選択		1年次		2年次				
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期			
環境建築学コース	基幹科目	環境建築材料学特論			2			2			4単位以上修得	
		環境建築構造設計学			2		2					
		環境施設設計学特論			2		2					
		空間環境工学特論			2			2				
	領域科目	構造解析特論			2			2				
		環境保全工学			2		2					
		基礎構造学特論			2			2				
		環境建築計画学特論			2		2					
		寒地建築計画学			2			2				
		環境都市計画特論			2		2					
	建築インターンシップ				4							
	専攻共通科目	環境創生工学特論	2				2				※	
		学内インターンシップ				2						
環境創生工学特別講義A				2		1	1	1	1			
環境創生工学特別講義B				2		1	1	1	1			
環境創生工学特別ゼミナールⅠ			3			3	3					
環境創生工学特別ゼミナールⅡA					3			3	3			
環境創生工学特別ゼミナールⅡB					1			2				
環境創生工学特別研究			6			3	3	6	6			

備考

- 1 必修科目11単位、選択科目21単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目4単位以上を含め、環境建築学コース及び土木工学コースの基幹科目と領域科目のうちから12単位以上を修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から3単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目の国際コミュニケーション科目群から2単位以上を修得すること。

※ 同一科目から二つの学期分のみ修得可能

環境創生工学系専攻

土木工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
土木工学コース	基幹科目	構造力学特論			2		2				4単位以上修得
		交通運輸工学			2			2			
		応用水理学特論			2		2				
		土質力学特論			2		2				
	領域科目	弾塑性学			2			2			
		コンクリート工学特論			2		2				
		鋼構造学特論			2		2				
		水防災工学特論			2			2			
		環境衛生工学特論			2		2				
		地盤防災工学特論			2			2			
		社会基盤管理学			2			2			
地震・火山防災工学			2		2						
専攻共通科目	環境創生工学特論	2				2				※ ※	
	学内インターンシップ				2						
	環境創生工学特別講義A			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別講義B			2		1	1	1	1		
	環境創生工学特別ゼミナールⅠ		3			3	3				
	環境創生工学特別ゼミナールⅡA				3			3	3		
	環境創生工学特別ゼミナールⅡB				1			2			
	環境創生工学特別研究		6			3	3	6	6		

備考

- 1 必修科目11単位、選択科目21単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目4単位以上を含め、環境建築学コース及び土木工学コースの基幹科目と領域科目のうちから12単位以上を修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から3単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目の国際コミュニケーション科目群から2単位以上を修得すること。

※ 同一科目から二つの学期分のみ修得可能

環境創生工学系専攻

公共システム工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考		
		必修		選択		1年次		2年次				
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期			
公共システム工学コース	基幹科目	基層文化特論			2		2				2単位以上修得	
		科学技術社会論			2		2					
		論理的思考			2			2				
		基礎生物学			2		2					
		構造力学基礎			2		2					
		地盤工学基礎			2		2					
		流体力学基礎			2		2					
	領域科目	環境・防災科目	環境衛生工学特論			2		2				6単位以上修得
			環境科学特論			2			2			
			環境政策原論			2		2				
			環境政策各論			2		2				
			地盤防災工学特論			2			2			
			水防災工学特論			2			2			
			地震・火山防災工学			2		2				
		政策論科目	減災情報特論			2		2				4単位以上修得
			災害心理学特論			2			2			
			法政策特論			2			2			
			社会基盤管理学			2			2			
			社会情報システム特論			2			2			
			海洋政策特論			2		2				
			公共政策特論			2		2				
地方行政特論			2			2						
自治体経営論Ⅰ			2			2						
自治体経営論Ⅱ			2				2					
	長期インターンシップ		2			4						
専攻共通科目	環境創生工学特論	2				2				※ ※		
	学内インターンシップ				2							
	環境創生工学特別講義A			2		1	1	1	1			
	環境創生工学特別講義B			2		1	1	1	1			
	環境創生工学特別ゼミナールⅠ		3			3	3					
	環境創生工学特別ゼミナールⅡA				3			3	3			
	環境創生工学特別ゼミナールⅡB				1			2				
	環境創生工学特別研究		6			3	3	6	6			

備考

- 1 必修科目13単位、選択科目19単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目2単位以上、領域科目の環境・防災科目6単位以上ならびに政策論科目4単位以上、合計12単位以上を修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から1単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目または他大学の単位互換科目から2単位以上を修得すること。

※ 同一科目から二つの学期分のみ修得可能

生産システム工学系専攻

機械工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
機械工学コース	基幹科目	熱力学特論			1			1			10単位以上修得
		流体力学特論			1		1				
		材料力学特論			1		1				
		機械力学特論			1		1				
	領域科目	熱工学特論			1			1			
		材料の劣化とその防止			1			1			
		精密加工学特論			1			1			
		機械材料強度学特論			1			1			
		システム制御工学特論			2		2				
		機械システム設計学特論			1		1				
医用機械構成学特論			2			2					
専攻共通科目	生産システム工学概論			2		2				4単位以上修得	
	学内インターンシップ				2						
	学外インターンシップ(長期)				2						
	学外インターンシップ(短期)				1						
	生産システム工学特別講義			2		1	1	1	1	※	
	生産システム工学設計・実験		2			2	2				
	生産システム工学ゼミナール		2					2	2		
	生産システム工学特別研究 I		4			6	6				
	生産システム工学特別研究 II		4					6	6		

備考

- 1 必修科目12単位、選択科目20単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から4単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含む2単位以上を修得すること。

※ 二つの学期分のみ修得可能

生産システム工学系専攻

ロボティクスコース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
ロボティクスコース	基幹科目	ロボティクス特論			2		2				10単位以上修得
		システム制御工学特論			2		2				
		計測工学特論			1		1				
		機械システム設計学特論			1		1				
	領域科目	光センシング特論			1			1			
		システム情報工学特論			1			1			
		トライボロジー特論			1			1			
		材料力学特論			1		1				
		機械力学特論			1		1				
		医用機械構成学特論			2			2			
専攻共通科目	生産システム工学概論			2		2				4単位以上修得	
	学内インターンシップ				2						
	学外インターンシップ(長期)				2						
	学外インターンシップ(短期)				1						
	生産システム工学特別講義			2		1	1	1	1	※	
	生産システム工学設計・実験		2			2	2				
	生産システム工学ゼミナール		2					2	2		
	生産システム工学特別研究 I		4			6	6				
生産システム工学特別研究 II		4					6	6			

備考

- 1 必修科目12単位、選択科目20単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から4単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含む2単位以上を修得すること。

※ 二つの学期分のみ修得可能

生産システム工学系専攻

航空宇宙総合工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
航空宇宙総合工学コース	基幹科目	計測工学特論			1		1				
		機械力学特論			1		1				
		トライボロジー特論			1			1			
	空気力学	数値流体力学特論	1				1				
		高速空気力学特論			1		1				
		応用計算力学特論			1		1				
	構造材料	航空宇宙構造工学特論	1				1				
		航空宇宙材料工学特論	1					1			
		航空宇宙材料特性学特論			1		1				
		高温材料工学特論			1		1				
		高温複合材特論			1			1			
	飛行システム	飛行力学特論	1				1				
		誘導制御工学特論	1				1				
		電気電子回路特論			1			1			
		電子工学特論			1			1			
		航空宇宙航行システム工学特論			1			1			
		有人システム工学特論			1			1			
	推進	ジェット推進工学特論	1				1				
		ロケット推進工学特論	1				1				
		航空宇宙流体機械工学特論			1			1			
燃焼工学特論				1		1					
極超音速推進工学特論				1			1				
専攻共通科目	生産システム工学概論			2		2					
	学内インターンシップ				2						
	学外インターンシップ(長期)				2					4単位以上修得	
	学外インターンシップ(短期)				1						
	生産システム工学特別講義			2		1	1	1	1	※	
	生産システム工学設計・実験		2			2	2				
	生産システム工学ゼミナール		2					2	2		
	生産システム工学特別研究Ⅰ		4			6	6				
	生産システム工学特別研究Ⅱ		4					6	6		

備考

- 1 必修科目19単位、選択科目13単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから3単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から4単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含む2単位以上を修得すること。

※ 二つの学期分のみ修得可能

生産システム工学系専攻

先進マテリアル工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
先進マテリアル工学コース	基幹科目	計算マテリアル科学			2		2				10単位以上修得
		マテリアル物理化学特論			2		2				
		マテリアル科学特論			2		2				
	領域科目	マテリアル加工プロセス学			2			2			
		マテリアル強度学特論			2			2			
		マテリアル創製学概論			1			1			
		マテリアル創製学			1			1			
		固体相転移学			1		1				
環境マテリアル			1		1						
専攻共通科目	生産システム工学概論			2		2				4単位以上修得 ※	
	学内インターンシップ				2						
	学外インターンシップ(長期)				2						
	学外インターンシップ(短期)				1						
	生産システム工学特別講義			2		1	1	1	1		
	生産システム工学設計・実験		2			2	2				
	生産システム工学ゼミナール		2					2	2		
	生産システム工学特別研究 I		4			6	6				
	生産システム工学特別研究 II		4					6	6		

備考

- 1 必修科目12単位、選択科目20単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から4単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含む2単位以上を修得すること。

※ 二つの学期分のみ修得可能

生産システム工学系専攻

応用物理学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考		
		必修		選択		1年次		2年次				
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期			
応用物理学コース	基幹科目	物理数学特論			2		2				4単位以上修得	10単位以上修得
		基礎物性特論			2		2					
		量子物性学			2			2				
		固体物性学			2			2				
		統計物理学			2			2				
	領域科目	非線形光学特論			2		2					
		誘電体物理学			2			2				
		生体機能科学			2		2					
		生物物性学			2			2				
		応用光学特論			1			1				
		超伝導物理学			1		1					
		固体磁気共鳴学			1		1					
		低温物理学			1			1				
		低温工学			1			1				
放射線物理学			1			1						
専攻共通科目	生産システム工学概論			2		2					4単位以上修得	
	学内インターンシップ				2							
	学外インターンシップ(長期)				2							
	学外インターンシップ(短期)				1							
	生産システム工学特別講義			2		1	1	1	1	※		
	生産システム工学設計・実験		2			2	2					
	生産システム工学ゼミナール		2					2	2			
	生産システム工学特別研究 I		4			6	6					
	生産システム工学特別研究 II		4					6	6			

備考

- 1 必修科目12単位、選択科目20単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目4単位以上を含め、自コースの基幹科目と領域科目のうちから10単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から4単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含む2単位以上を修得すること。

※ 二つの学期分のみ修得可能

情報電子工学系専攻

情報システム学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考
		必修		選択		1年次		2年次		
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	
情報システム学コース	生命情報システム特論A			1	1	2				8単位以上修得
	生命情報システム特論B			1	1	2				
	情報ネットワーク特論A			1	1		2			
	情報ネットワーク特論B			1	1		2			
	情報数理工学特論A			1	1	2				
	情報数理工学特論B			1	1	2				
	情報メディア工学特論A			1	1		2			
	情報メディア工学特論B			1	1		2			
	信号処理特論A			1	1	2				
	信号処理特論B			1	1	2				
	計算機代数システム特論			2		2				
専攻共通科目	電子回路特論			2		2				4単位以上修得
	計算機システム特論			1	1	2				
	応用数理工学特論			2		2				
	数論アルゴリズム特論			2		2				
	学内インターンシップ			2						
	情報工学特別演習 I				1		2			情報工学系 8単位修得
	情報工学特別演習 II				1			2		
	情報工学ゼミナール I				4	4	4			
	情報工学ゼミナール II				2			4		
	電気電子工学特別演習 I				1		2			電気電子工学系 8単位修得
	電気電子工学特別演習 II				1			2		
	電気電子工学ゼミナール I				4	4	4			
	電気電子工学ゼミナール II				2			4		
	数理システム工学特別演習 I				1		2			数理システム工学系 8単位修得
	数理システム工学特別演習 II				1			2		
	数理システム工学ゼミナール I				4	4	4			
	数理システム工学ゼミナール II				2			4		
情報電子工学特別研究 I		2				3	3			
情報電子工学特別研究 II		4					6	6		

備考

- 1 必修科目6単位、選択科目26単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースから8単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から12単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 選択科目として、副専修科目の全学共通科目および他大学の単位互換科目の授業科目を修得することができる。

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考
		必修		選択		1年次		2年次		
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	
知能情報学コース	信号処理特論A			1	1	2				8単位以上修得
	信号処理特論B			1	1	2				
	アルゴリズム特論A			1	1	2				
	アルゴリズム特論B			1	1	2				
	知識工学特論A			1	1		2			
	知識工学特論B			1	1		2			
	認知情報処理特論A			1	1		2			
	認知情報処理特論B			1	1		2			
	知能システム学特論A			1	1		2			
	知能システム学特論B			1	1		2			
	形の数理特論			2			2			
専攻共通科目	電子回路特論			2		2				4単位以上修得
	計算機システム特論			1	1	2				
	応用数理工学特論			2		2				
	数論アルゴリズム特論			2		2				
	学内インターンシップ			2						
	情報工学特別演習 I				1		2			情報工学系 8単位修得
	情報工学特別演習 II				1			2		
	情報工学ゼミナール I				4	4	4			
	情報工学ゼミナール II				2			4		
	電気電子工学特別演習 I				1		2			電気電子工学系 8単位修得
	電気電子工学特別演習 II				1			2		
	電気電子工学ゼミナール I				4	4	4			
	電気電子工学ゼミナール II				2			4		
	数理システム工学特別演習 I				1		2			数理システム工学系 8単位修得
	数理システム工学特別演習 II				1			2		
	数理システム工学ゼミナール I				4	4	4			
	数理システム工学ゼミナール II				2			4		
情報電子工学特別研究 I		2				3	3			
情報電子工学特別研究 II		4					6	6		

備考

- 1 必修科目6単位、選択科目26単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースから8単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から12単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 選択科目として、副専修科目の全学共通科目および他大学の単位互換科目の授業科目を修得することができる。

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
電気通信システムコース	基幹科目	電気エネルギー工学特論	2				2				4単位以上修得
		通信工学特論	2				2				
		制御工学特論			2		2				
		信号処理システム特論			2		2				
	領域科目	パワー工学特論			2			2			
		プラズマ工学特論			2			2			
		通信システム工学特論			2			2			
		伝送工学特論			2			2			
		応用電磁気学特論			2			2			
応用代数特論			2		2						
専攻共通科目	電子回路特論			2		2				4単位以上修得	
	計算機システム特論			1	1	2					
	応用数理工学特論			2		2					
	数論アルゴリズム特論			2		2					
	学内インターンシップ			2							
	情報工学特別演習Ⅰ				1		2			情報工学系 8単位修得	
	情報工学特別演習Ⅱ				1			2			
	情報工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	情報工学ゼミナールⅡ				2			4			
	電気電子工学特別演習Ⅰ				1		2			電気電子工学系 8単位修得	
	電気電子工学特別演習Ⅱ				1			2			
	電気電子工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	電気電子工学ゼミナールⅡ				2			4			
	数理システム工学特別演習Ⅰ				1		2			数理システム工学系 8単位修得	
	数理システム工学特別演習Ⅱ				1			2			
	数理システム工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	数理システム工学ゼミナールⅡ				2			4			
	情報電子工学特別研究Ⅰ		2				3	3			
情報電子工学特別研究Ⅱ		4						6	6		

備考

- 1 必修科目10単位、選択科目22単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから4単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から12単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含め、全学共通科目または他大学の単位互換科目から2単位以上を修得すること。

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
電子デバイス計測コース	基幹科目	計測工学特論	2				2				4単位以上修得
		電子デバイス工学特論	2				2				
		制御工学特論			2		2				
		信号処理システム特論			2		2				
	領域科目	半導体集積回路特論			2			2			
		量子工学特論			2			2			
		光計測特論			2			2			
		計測システム特論			2			2			
		応用電磁気学特論			2			2			
	応用解析特論			2		2					
専攻共通科目	電子回路特論			2		2				4単位以上修得	
	計算機システム特論			1	1	2					
	応用数理工学特論			2		2					
	数論アルゴリズム特論			2		2					
	学内インターンシップ			2							
	情報工学特別演習Ⅰ				1		2			情報工学系 8単位修得	
	情報工学特別演習Ⅱ				1			2			
	情報工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	情報工学ゼミナールⅡ				2			4			
	電気電子工学特別演習Ⅰ				1		2			電気電子工学系 8単位修得	
	電気電子工学特別演習Ⅱ				1			2			
	電気電子工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	電気電子工学ゼミナールⅡ				2			4			
	数理システム工学特別演習Ⅰ				1		2			数理システム工学系 8単位修得	
	数理システム工学特別演習Ⅱ				1			2			
	数理システム工学ゼミナールⅠ				4	4	4				
	数理システム工学ゼミナールⅡ				2			4			
	情報電子工学特別研究Ⅰ		2				3	3			
情報電子工学特別研究Ⅱ		4						6	6		

備考

- 1 必修科目10単位、選択科目22単位以上、合計32単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、次のとおり修得すること。
 - (1) 自コースの基幹科目と領域科目のうちから4単位以上修得すること。
 - (2) 専攻共通科目の選択科目から12単位以上を修得すること。
 - (3) 副専修科目の系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。
 - (4) 副専修科目の全学共通科目国際コミュニケーション科目群のうち「英語プレゼンテーション基礎」または「英語ライティング演習」を含め、全学共通科目または他大学の単位互換科目から2単位以上を修得すること。

副専修科目

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考	
		必修		選択		1年次		2年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期		
系統的 他コース 履修科目	計測	光センシング特論			1			1		1	※1 (系統的他コース 履修科目 全科目対象)
		計測工学特論			2		2		2		
		放射線物理学			1			1		1	
	システム	航行システム工学概論			1			1		1	
		建築構造系特論			2		2		2		
		土木構造系特論			2		2		2		
		社会情報システム特論			2			2		2	
		情報ネットワーク特論A			1	1		2		2	
		情報ネットワーク特論B			1	1		2		2	
		アルゴリズム特論A			1	1	2		2		
		アルゴリズム特論B			1	1	2		2		
		通信工学特論			2		2		2		
		技術開発基礎論			1		1		1		
		MOT基礎論			2		2		2		
	マテリアル	量子化学特論			2			2		2	
		分子科学特論			2			2		2	
		電子デバイス工学特論			2		2		2		
		超伝導物理学			1		1		1		
		マテリアル創製学概論			1			1		1	
		マテリアル界面制御学特論			1		1		1		
		先進マテリアル工学概論			1		1		1		
		グリーンエネルギー材料工学概論			1		1		1		
		循環型社会形成論			1		1		1		
		資源循環工学概論			1		1		1		
	数理	論理的思考			2			2		2	
		応用代数特論			2		2		2		
		応用解析特論			2		2		2		
		計算機代数システム特論			2		2		2		
		形の数理特論			2			2		2	
	環境	建築計画系特論			2			2		2	
		土木環境系特論			2		2		2		
		環境政策各論			2		2		2		
		環境プロセス工学特論			2			2		2	
		環境生物学特論			2		2		2		
	エネルギー	燃焼工学概論			1			1		1	
		熱力学特論			1			1		1	
		低温工学			1			1		1	
		環境有機化学特論			2		2		2		
		科学技術社会論			2		2		2		
		電気エネルギー工学特論			2		2		2		

全学共通科目	国際コミュニケーション	英語プレゼンテーション基礎			2	2	2			※2	
		英語ライティング演習			2	2	2			※2	
		異文化理解特論			2		2				
		文化間コミュニケーション			2		2				
		国際関係論特論			2		2				
		海外語学研修M				2					
		海外研修M				1					
		異文化交流MA			2		2				
		異文化交流MB			2			2			
		日本語MA				1			2		外国人留学生を対象として開講する授業科目である
		日本語MB				1			2		
		日本語MC				1			2		
	日本語MD				1			2			
	からだ・健康	スポーツ生理学特論			2			2			
		健康体力特論			2		2				
		メンタルヘルス特論			2			2			
		医療科学特論			2			2			
		環境放射線計測学			2				2		
		流体関連振動論			2			2			
		マルチメディア特論			2			2			
	経営	産学連携論			2			2			
		ベンチャービジネス特論			2		2				
		経営科学			2		2				
	数理	数理科学特論A			2		2				
		数理科学特論B			2			2			
	学実外習	短期インターンシップM				1					
長期インターンシップM					2						

備考

系統的他コース履修科目の同一テーマ科目群から4単位以上を修得すること。ただし、専攻の自コースで同一名称の授業科目が開講されている場合は、当該科目を「系統的他コース履修科目」として履修することはできない。

※1 系統的他コース履修科目は、1年または2年いずれかの授業を履修する

※2 前期または後期いずれかの授業を履修する(15週開講)

MOT教育プログラム

授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考
	必修		選択		1年次		2年次		
	講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	
MOT基礎論	2				2				6単位必修
経営科学	2				2				
技術開発基礎論	1				1				
知的財産戦略論	1						1		
MOTセミナー			1		1				6単位以上選択
産学連携論			2			2			
マーケティング論			2			2			
ビジネスモデル作成論				2		2			
ベンチャービジネス特論			2		2				
財務・金融・ベンチャー支援論			2			2			

備考

- 1 MOT教育プログラムの修了要件:必修科目6単位、選択科目6単位以上、合計12単位以上修得すること。
- 2 「MOT基礎論」、「経営科学」、「技術開発基礎論」、「産学連携論」、「ベンチャービジネス特論」は博士前期課程副専修科目である。これらの科目は、単位修得により本プログラムの修了要件と同時に各専攻が定める修了要件も満たすことができる。
- 3 MOT教育プログラムは、大学院博士後期課程学生も履修することができる。
- 4 MOT教育プログラムを修了した者には、修了証を授与する。

環境調和材料工学教育プログラム

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数				備考
		必修		選択		1年次		2年次		
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	
基盤科目	先進マテリアル工学概論	1				1				4単位修得
	グリーンエネルギー材料工学概論	1				1				
	循環型社会形成論	1				1				
	資源循環工学概論	1				1				
選択科目	A群	物理数学特論			2	2				6単位以上修得
		基礎物性特論			2	2				
		超伝導物理学			1	1				
		固体物性学			2		2			
	B群	マテリアル創製学			1		1			
		マテリアル創製学概論			1		1			
		計算マテリアル科学			2	2				
		マテリアル物理化学特論			2	2				
		マテリアル加工プロセス学			2		2			
	C群	量子工学特論			2		2			
		計測工学特論			2	2				
		光計測特論			2		2			
		電子デバイス工学特論			2	2				
	D群	短期インターンシップM				1				
長期インターンシップM					2					
実践科目	学内インターンシップ		2						2単位修得	

備考

- 1 環境調和材料工学教育プログラムの修了要件:必修科目6単位、選択科目6単位以上、合計12単位以上修得すること。
- 2 選択科目は、A～D群の内、A群、B群、C群の各群からそれぞれ1単位以上を含め、合計6単位以上修得すること。
- 3 D群の「短期インターンシップM」及び「長期インターンシップM」は、博士前期課程副専修科目である。
- 4 本プログラムの基盤科目は副専修科目に供されている。また、本プログラムの選択科目及び実践科目は各専攻の開講科目である。いずれの科目も、単位修得により本プログラムの修了要件と同時に各専攻が定める修了要件も充たすことができる。
- 5 環境調和材料工学教育プログラムは、博士後期課程学生も履修することができる。
- 6 環境調和材料工学教育プログラムを修了した者には、修了証を授与する。

Ⅶ 工学研究科博士前期課程教員及び専門分野

注:平成26年度の教員を掲載したものです。

■くらし環境系領域〈物質化学ユニット〉					主な教育 担当
教授	工 博	上 道 芳 夫	H406-2室	触媒反応化学、環境化学	環境 創生 工学 系 専 攻
教授	工 博	太 田 勝 久	Q313室	量子化学	
教授	博(工学)	大 平 勇 一	H310室	化学工学、環境工学	
教授	工 博	古 賀 俊 勝	U405室	量子化学	
教授	工 博	中 野 英 之	H408室	機能性有機材料化学	
教授	博(工学)	吉 田 雅 典	H412室	化学工学、プロセス装置	
准教授	博(理学)	飯 森 俊 文	H410室	光物理化学	
准教授	工 博	田 邊 博 義	H403室	電気化学、燃料電池、電極反応設計	
准教授	博(工学)	藤 本 敏 行	H304室	化学工学、エアロゾル工学	
准教授	博(工学)	山 中 真 也	H312室	化学工学	
助 教	博(工学)	神 田 康 晴	H405室	触媒化学	
助 教	博(理学)	下 村 拓 也	H308室	化学工学、プロセス物性	
助 教	博(理学)	松 山 永	U406室	量子化学	
助 教	博(工学)	馬 渡 康 輝	Y303室	機能性高分子化学	
特任教授	工 博	宮 澤 邦 夫			
■くらし環境系領域〈化学生物工学ユニット〉					主な教育 担当
教授	薬 博	菊 池 慎 太 郎	H202室	微生物機能科学、応用微生物学、微生物工 学	環 境 創 生 工 学 系 専 攻
教授	農 博	張 俗 詰	H203室	環境微生物工学、環境工学、生物資源利用 学	
教授	薬 博	中 野 博 人	H210-2室	有機合成化学	
教授	理 博	長 谷 川 靖	H207室	生化学	
准教授	博(薬学)	上 井 幸 司	H212-2室	生体触媒化学、生物有機化学	
准教授	博(情報工学)	徳 樂 清 孝	U204室	生化学、生体分子科学、生物物理学	
准教授	博(理学)	日 比 野 政 裕	Y301室	コロイド界面化学、生物物理化学	
准教授	理 博	安 居 光 國	U305室	生化学、生体物質工学	
助 教	博(工学)	島 津 昌 光	N311室	生体機能関連化学	
助 教	博(工学)	関 千 草	H203室	有機化学	
特任教授	博士(工学)	貞 許 礼 子	Q105室		
■くらし環境系領域〈環境建築学ユニット〉					主な教育 担当
教授	工 博	大 坂 谷 吉 行	Y503室	都市計画	環 境 創 生 工 学 系 専 攻
教授	工 博	土 屋 勉	D321室	基礎・地盤工学	
教授	博(工学)	濱 幸 雄	D314室	建築材料・施工学	
教授	博(工学)	溝 口 光 男	D325室	建築構造学、耐震構造学	
准教授	博(工学)	市 村 恒 士	Y703室	都市環境計画	
准教授	工 修	山 田 深	Y603室	建築設計・意匠	
講 師	博(工学)	真 境 名 達 哉	Y605室	建築計画	
助 教	博(工学)	岸 本 嘉 彦	D316室	建築環境工学、建設設備	
助 教	博(工学)	武 田 明 純	Y704室	建築歴史・意匠	
助 教	博(工学)	永 井 宏	D319室	基礎・地盤工学	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、○非常勤講師					
特任教授	工 博	鎌 田 紀 彦		建築構法計画	
○	Ph. D.	杉 山 隆 文		環境創生工学特別講義B	
■くらし環境系領域〈社会基盤ユニット〉					主な教育 担当
教授	工 博	飯 島 徹	Q109室	流体関連振動学 (副専修科目担当)	環 境 創 生 工 学 系 専 攻
教授	博(工学)	木 村 克 俊	D312室	海岸工学、港湾工学	
教授	工 博	木 幡 行 宏	D303室	地盤工学	
教授	文 修	高 井 俊 次	G105室	(公共システム工学コース担当)	
教授	博(工学)	中 津 川 誠	D310室	水文学、河川工学、水環境工学	
准教授	博(工学)	有 村 幹 治	D214室	交通運輸計画学	
准教授	博(工学)	川 村 志 麻	D301室	地盤工学	
准教授	博(工学)	小 室 雅 人	D210室	構造工学	
准教授	理 博	後 藤 芳 彦	D222室	環境・防災工学、火山地質工学	
准教授	博(工学)	菅 田 紀 之	D212室	コンクリート工学	
准教授	博(工学)	古 屋 温 美	T111室	(公共システム工学コース担当)	
准教授	博(工学)	吉 田 英 樹	D307室	廃棄物工学	
講 師	博(工学)	栗 橋 祐 介	D207室	構造工学	
助 教	博士(工学)	浅 田 拓 海			
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、○非常勤講師					
○	博(工学)	西 弘 明		弾塑性学	
○	Ph. D.	杉 山 隆 文		環境創生工学特別講義B	

■くらし環境系領域〈社会基盤ユニット〉					主な教育 担当	
教授	博(工学)	木村克俊	D312室	海岸工学、港湾工学	(公共システム工学コース) 環境創生工学系専攻	
教授	文修	高井俊次	G105室	経営学、社会学		
教授	博(工学)	中津川誠	D310室	水文学、河川工学、水環境工学		
准教授	博(工学)	川村志麻	D301室	地盤工学		
准教授	博(工学)	小室雅人	D210室	構造工学		
准教授	理博	後藤芳彦	D222室	環境・防災工学、火山地質工学		
准教授	博(工学)	古屋温美	T111室	水産公共政策、技術経営論		
准教授	博(工学)	吉田英樹	D307室	廃棄物工学		
■ひと文化系領域〈人間・社会ユニット〉						
教授	博(工学)	刀川真	J301室	社会情報システム論		
教授	博(学術)	松本ますみ	Q509室	社会思想、マイノリティ論		
教授	教修	八島弘典	Q514室	教育学、科学教育		
教授	教修	若菜博	Y205室	教育学、科学教育、地域研究		
准教授	経修	亀田正人	Q613室	環境政策		
准教授	国際公共政策 修	清末愛砂	Q510室	ジェンダー法学、憲法学、家族法		
准教授	博(政策科学)	永井真也	Q507室	地方自治論		
准教授	教修	前田潤	Y207室	臨床心理学		
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師						
特任教授	教博	丸山博		環境政策原論		
☆教授	理博	岩佐達郎	Y507室	生物物理学、生体情報学、生体分子科学		
☆准教授	文修	松名隆	Q614室	民俗学、言語学		
○	理修	吉田省子		科学技術社会論		
○	公共政策学 博	永松俊雄		公共政策特論		
○	Ph. D.	杉山隆文		環境創生工学特別講義B		

■もの創造系領域〈機械工学ユニット〉					主な教育 担当	
教授	工博	河合秀樹	B219室	混相流工学、化学工学	(機械工学コース) 生産システム工学専攻	
教授	工博	世利修美	B212室	機械材料学		
教授	博(工学)	藤木裕行	B304室	材料力学		
講師	博(工学)	長船康裕	B201室	材料加工学、機械材料学、材料強度学、破壊力学		
講師	博(工学)	松本大樹	B207室	機械力学、音響工学		
助教	工修	鈴木淳	B204室	機械工学		
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師						
☆特任教授	工博	臺丸谷政志		材料力学特論		
☆教授	博(工学)	風間俊治	B319室	フルードパワー、トライボロジー		
☆准教授	博(工学)	寺本孝司	A204室	加工システム学		
☆准教授	博(工学)	花島直彦	B312室	制御工学、ロボット工学		

■もの創造系領域〈ロボティクスユニット〉					主な教育 担当	
教授	工博	相津佳永	Y401室	光計測学、医用生体光学	(ロボティクスコース) 生産システム工学専攻	
教授	博(工学)	風間俊治	B319室	フルードパワー、トライボロジー		
准教授	博(工学)	寺本孝司	A204室	加工システム学		
准教授	博(工学)	花島直彦	B312室	制御工学、ロボット工学		
准教授	工博	湯浅友典	B309室	情報システム工学、画像工学		
助教	博(工学)	成田幸仁	B317室	機械工学・設計工学・トライボロジー		
助教	博(工学)	船水英希	B203室	光工学		
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師						
☆特任教授	工博	臺丸谷政志		材料力学特論		
☆教授	博(工学)	藤木裕行	B304室	材料力学		
☆講師	博(工学)	松本大樹	B207室	機械力学、音響工学		
○	博(工学)	高氏秀則		画像処理工学、ロボット工学		

■もの創造系領域〈航空宇宙システム工学ユニット〉					主な教育 担当
教授	博(工学)	今井良二	B214室	熱流体工学	(航空宇宙システム工学コース) 生産システム工学専攻
教授	工博	上羽正純	B202室	誘導制御工学	
教授	Ph. D.	齋藤務	A207室	衝撃波工学、圧縮性流体力学	
教授	工博	東野和幸	S207室	推進工学	
教授	工博	樋口健	A301室	構造工学	
准教授	博(工学)	境昌宏	B307室	材料工学、軽構造工学	
准教授	博(工学)	溝端一秀	S304室	空力設計・飛行力学	
講師	博(工学)	廣田光智	A205室	燃焼工学	
助教	博(工学)	勝又暢久	B203室	構造・材料力学	
助教	博(工学)	湊亮二郎	B204室	数値解析、燃焼学	
特任助教	博(工学)	中田大将	B203室	高速軌道・推進工学	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員, ◇客員教員, ○非常勤講師					
特任教授	工博	杉山弘	A318室	流体工学、高速空気力学	
☆教授	工博	相津佳永	Y401室	光計測学、医用生体光学	
☆教授	博(工学)	風間俊治	B319室	フルードパワー、トライボロジー	
☆准教授	博(工学)	川口秀樹	F207室	電磁界解析、マイクロ波応用	
☆講師	博(工学)	松本大樹	B207室	機械力学、音響工学	
◇	工博	青木卓哉	JAXA関連部門	構造材料工学	
◇	工博	小林弘明	JAXA関連部門	推進工学	
○	博(工学)	石本真二		航行システム工学概論	
○	工博	大林茂		応用計算力学	
○	工博	駒崎慎一		材料強度学	
○	工博	高野忠		通信工学	
○	工博	舞田正孝		宇宙輸送工学	
○	理博	山下雅道		宇宙有人工学	
■もの創造系領域〈先進マテリアル工学ユニット〉					主な教育 担当
教授	工博	幸野豊	K502室	マテリアル科学特論、マテリアル強度学特論、マテリアル強度評価学特論	(先進マテリアル工学コース) 生産システム工学専攻
教授	工博	齋藤英之	K702室	マテリアル科学特論、環境マテリアル	
教授	博(工学)	佐伯功	K709室	マテリアル物理化学概論、マテリアル界面制御学特論	
教授	工博	佐々木真	Y601室	マテリアル創製学	
教授	工博	平井伸治	K603室	マテリアル物理化学特論、マテリアル創製学	
准教授	博(エネルギー科学)	岸本弘立	K511室	固体相転移学、エネルギー材料概論	
准教授	博(理学)	澤口直哉	Y607室	計算マテリアル科学	
助教	工修	河内邦夫	K507室	生産システム工学ゼミナール	
助教	博(エネルギー科学)	葛谷俊博	K605室	生産システム工学ゼミナール	
助教	工修	田湯善章	K707室	生産システム工学ゼミナール	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員, ○非常勤講師					
特任教授	工博	桃野正		マテリアル加工プロセス学	
■もの創造系領域〈応用物理学ユニット〉					主な教育 担当
教授	理博	岩佐達郎	Y507室	生物物理学、生体情報学、生体分子科学	(応用物理学コース) 生産システム工学専攻
教授	博(工学)	戎修二	K402室	固体物性学	
教授	理博	高野英明	Q205室	固体物理学、放射線物理学	
教授	理博	近澤進	K405室	磁気相転移	
教授	工博	宮永滋己	Y201室	光工学、非線形光学	
教授	理博	村山茂幸	Q208室	強相関電子、低温物性	
准教授	博(工学)	磯田広史	K307室	誘電体物性学	
准教授	博(工学)	澤田研	Y501室	生化学、分子生物学	
准教授	博(理学)	柴山義行	K210室	低温物理学	
准教授	博(理学)	桃野直樹	Q206室	超伝導物理学	
准教授	理博	矢野隆治	K202室	量子エレクトロニクス、非線形光学	
講師	工博	沖野典夫	W202室	放射線計測、エアロゾル科学、大気電気学	
講師	理博	松元和幸	Q209室	統計物理学	
助教	博(工学)	雨海有佑	Q205室	強相関電子物性	
助教	博(工学)	佐藤勉	K206室	応用光学・量子光工学	
助教	博(理学)	本藤克啓	K407室	磁性	

■しくみ情報系領域〈情報システム学ユニット〉					主な教育 担当
教授	工 博	板 倉 賢 一	V510室	地殻工学、地下計測工学、可視化情報処理	(情報システム学専攻)
教授	博(工学)	塩 谷 浩 之	V605室	知能情報学、応用数理工学	
教授	工 博	永 野 宏 治	R204室	信号解析工学、環境評価学	
教授	工 博	畑 中 雅 彦	R302室	医用画像工学	
准教授	博(工学)	岡 田 吉 史	V402室	バイオインフォマティクス、感性工学	
准教授	博(工学)	工 藤 康 生	V408室	知能情報学	
准教授	博(情報学)	須 藤 秀 紹	V616室	メディア情報学	
講 師	博(コンピュータ理工学)	佐 藤 和 彦	V502室	知能情報学、教育工学	
助 教	博(コンピュータ理工学)	太 田 香	V603室	情報ネットワーク	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師					
○	博士(工学)	福 本 誠		生命情報システム特論A	
■しくみ情報系領域〈知能情報学ユニット〉					主な教育 担当
教授	工 博	沖 井 廣 宣	V504室	医用画像	(知能情報学専攻)
教授	工 博	岸 上 順 一	V514室	データサイエンス	
教授	工 博	佐 賀 聡 人	V501室	ソフトコンピューティング、ヒューマンインタフェース	
教授	工 博	鈴 木 幸 司	V611室	ソフトコンピューティング	
教授	工 博	前 田 純 治	V602室	画像情報処理	
准教授	博(学術)	寺 本 涉	V609室	認知心理学、認知神経科学	
准教授	博(情報科学)	本 田 泰	R306室	コンピュータ知能学	
准教授	博(工学)	渡 部 修	R308室	計算論の神経科学、視覚科学	
准教授	博(工学)	渡 邊 真 也	V613室	情報工学	
助 教	博(工学)	倉 重 健 太 郎	V407室	情報工学	
助 教	博(情報学)	服 部 峻	V610室	ウェブ工学、メディア情報学	
■しくみ情報系領域〈電気通信システムユニット〉					主な教育 担当
教授	博(工学)	青 柳 学	E305-1室	超音波工学、メカトロニクス	(電気通信システム専攻)
教授	工 博	鏡 慎	E302室	マイクロ波応用、音響工学	
教授	工 博	佐 藤 孝 紀	F309-1室	高電圧工学、プラズマエレクトロニクス 放電化学、環境科学	
教授	博(工学)	辻 寧 英	F204室	電子工学、電磁波工学	
教授	工 博	長 谷 川 弘 治	Y403室	電磁波工学、超音波電子工学	
准教授	博(工学)	大 鎌 広	Y405室	並列分散処理、信号処理	
准教授	博(工学)	梶 原 秀 一	E305-2室	制御工学、メカトロニクス	
准教授	博(工学)	渡 邊 浩 太	E304室	電磁界解析、電気機器学	
助 教	博(工学)	秋 山 龍 一	E203室	生体情報計測・解析工学	
助 教	博(工学)	佐 藤 慎 悟	Y203-2室	電磁波工学	
助 教	工 修	遠 山 篤	E303室	電気工学	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師					
☆准教授	博(工学)	植 杉 克 弘	Y701室	半導体電子材料	
☆准教授	博(工学)	加 野 裕	Y208室	光計測工学	
☆准教授	博(工学)	川 口 秀 樹	F207室	電磁界解析、マイクロ波応用	
■しくみ情報系領域〈電子デバイス計測ユニット〉					主な教育 担当
教授	理 博	酒 井 彰	E202室	分光学、固体物性	(電子デバイス計測専攻)
教授	博(工学)	関 根 ち ひ ろ	F302室	固体物理学、電気電子材料	
教授	工 博	中 根 英 章	F305室	電子工学	
教授	工 博	福 田 永	Y707室	知能センシング	
教授	工 博	松 田 瑞 史	F304室	超伝導エレクトロニクス、量子計測	
准教授	博(工学)	植 杉 克 弘	Y701室	半導体電子材料	
准教授	博(工学)	加 野 裕	Y208室	光計測工学	
准教授	博(工学)	川 口 秀 樹	F207室	電磁界解析、マイクロ波応用	
准教授	博(工学)	佐 藤 信 也	E204室	光ファイバセンサ、光機能デバイス	
准教授	博(工学)	武 田 圭 生	F307室	有機電子材料、高圧物性工学	
助 教	博(工学)	冨 田 芳 広	F303室	半導体工学、有機エレクトロニクス	
助 教	博(工学)	堀 口 順 弘	F306室	表面物性	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師					
☆教 授	博(工学)	青 柳 学	E305-1室	超音波工学、メカトロニクス	
☆准教授	博(工学)	大 鎌 広	Y405室	並列分散処理、信号処理	
☆准教授	博(工学)	梶 原 秀 一	E305-2室	制御工学、メカトロニクス	

■ひと文化系領域〈数理科学ユニット〉					主な教育 担当
教授	理 博	桂 田 英 典	Q405室	数学	情報電子工学専攻 (コース共通)
教授	理 博	竹ヶ原裕元	Q408室	代数学	
准教授	博(理学)	黒木場正城	Q411室	数学	
准教授	博(理学)	高坂良史	Q401室	非線形解析	
准教授	博(理学)	高橋雅朋	Q403室	数学	
准教授	博(理学)	長谷川雄之	Q413室	代数学	
准教授	博(理学)	森田英章	Q410室	表現論及び組合せ論	
講 師	博(理学)	加藤正和	Q404室	数学	

■ひと文化系領域〈数理科学ユニット〉					主な教育 担当
教授	理 博	桂 田 英 典	Q405室	数学	副専修科目
教授	理 博	竹ヶ原裕元	Q408室	代数学	
准教授	博(理学)	黒木場正城	Q411室	数学	
准教授	博(理学)	高坂良史	Q401室	非線形解析	
准教授	博(理学)	高橋雅朋	Q403室	数学	
准教授	博(理学)	長谷川雄之	Q413室	代数学	
准教授	博(理学)	森田英章	Q410室	表現論及び組合せ論	
講 師	博(理学)	加藤正和	Q404室	数学	

■ひと文化系領域〈人間・社会ユニット〉					主な教育 担当
教授		佐々木春喜	M203室	内科学	副専修科目
教授	博(工学)	刀川 眞	J301室	社会情報システム論	
教授	博(学術)	松本ますみ	Q509室	社会思想、マイノリティ論	
教授	教 修	八 島 弘 典	Q514室	教育学、科学教育	
教授	教 修	若 菜 博	Y205室	教育学、科学教育、地域研究	
准教授	教 修	上 村 浩 信	Q601室	感性工学、運動生理学	
准教授	経 修	亀 田 正 人	Q613室	環境政策	
准教授	国際公共政策 修	清 末 愛 砂	Q510室	ジェンダー法学、憲法学、家族法	
准教授	博士(工学)	桑 田 喜 隆			
准教授		谷 口 公 二	Q501室	体育学	
准教授	博(政策科学)	永 井 真 也	Q507室	地方自治論	
准教授	教 修	前 田 潤	Y207室	臨床心理学	
准教授	博(医学)	三 浦 淳	M204室	精神医学	
助 教	工 修	石 坂 徹	J309室	情報工学	
助 教		早 坂 成 人	J304室	情報工学	

■ひと文化系領域〈言語科学・国際交流ユニット〉					主な教育 担当
教授	言 修	クラウゼ=小野、M	Q610室	異文化コミュニケーション	副専修科目
教授	文 修	塩 谷 亨	Q611室	言語学	
教授	文 修	橋 本 邦 彦	Q616室	言語学	
准教授		門 澤 健 也	N201室	日本語教育	
准教授	博(学術)	曲 明	Q612室		
准教授	文 修	ゲイナー、B. N.	Q513室	第二言語習得、バイリンガリズム	
准教授	文 修	ジョンソン、M. P.	Q511室	応用言語学、外国語教育学	
准教授	文 修	島 田 武	Q604室	英語音声学、日本語方言学	
准教授	文 修	松 名 隆	Q614室	民俗学、言語学	
准教授	博(比較社会文化学)	山路奈保子	N203室	日本語教育学	
准教授	博(文学)	三 村 竜 之	Q606室	言語学	
講 師	文 修	ハグリーE. T.	Q508室	Telecollaboration、コンピュータによる 語学学習	
特任准教授	文 修	吉川エリザベス	Q504室	言語教育	
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、 ○非常勤講師					
☆講師	工 博	沖 野 典 夫	W202室	放射線計測、エアロゾル科学、大気電気学	
○	学術博士	天 野 尚 樹		国際関係論特論	
○	博士(経営学)	加 藤 敬 太		ベンチャービジネス特論	
○		J.プロドスキー		英語プレゼンテーション基礎	
○	文 修	ニマ・マイク		英語プレゼンテーション基礎	

■MOT教育プログラム

教授	工学博士	飯島 徹	Q109室	流体関連振動学
教授	博(工学)	清水 一道	A227室	材料加工制御学
教授	文 修	高井 俊次	G105室	経営学、社会学
准教授	博(工学)	古屋 温美	T111室	水産公共政策、技術経営論
特任教授	博(工学)	鴨田 秀一	T104室	金属材料加工学、技術経営論
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員、○非常勤講師				
○	博(経営学)	加藤 敬太		経営戦略論、経営組織論
○	学士(法学)	末富 弘		産学官金連携論
○		富田 尊彦		知的財産戦略論

■環境調和材料工学教育プログラム

教授	博(工学)	戎 修二	K402室	固体物性学
教授	理 博	酒井 彰	E202室	分光学、固体物性
教授	工 博	佐々木 眞	Y601室	機能材料学、セラミックス
教授	博(工学)	関根 ちひろ	F302室	固体物理学、電気電子材料
教授	理 博	高野 英明	Q205室	固体物理学、放射線物理学
教授	工 博	中根 英章	F305室	電子工学
教授	工 博	平井 伸治	K603室	金属物理化学
教授	工 博	松田 瑞史	F304室	超伝導エレクトロニクス、量子計測
教授	理 博	村山 茂幸	Q208室	強相関電子、低温物性
准教授	博(理学)	澤口 直哉	Y607室	計算材料科学、セラミックス
准教授	博(工学)	武田 圭生	F307室	有機電子材料、高圧物性工学
准教授	博(理学)	桃野 直樹	Q206室	超伝導物理学
講 師	博(工学)	長船 康裕	B201室	材料加工学、機械材料学、材料強度学、破壊力学
助 教	博(工学)	雨海 有佑	Q205室	強相関電子物性
助 教	博(エネルギー科学)	葛谷 俊博	K605室	金属物理化学
助 教	工 修	田湯 善章	K707室	材料工学、溶接工学、鑄造工学
助 教	博(工学)	馬渡 康輝	Y303室	機能性高分子化学

工学研究科博士前期課程関係教員

	准教授	朴 峻 秀		
もの創造系領域	特任教授	香 山 晃		

Ⅷ 工学研究科博士後期課程教育課程

工学専攻

区分	授業科目名	単位数				開講 年次	備 考
		必修		選択			
		講義	演習	講義	演習		
研究指導科目群	ゼミナールⅠ		2			1	10単位修得
	ゼミナールⅡ		2			2	
	特別研究		1			1～3	
イノベーション 科目群	イノベーションチャレンジ		2			1～2	
	DC英語プレゼンテーション		2			1～2	
	イノベーション特論	1				1～3	

・必修科目10単位、博士前期課程副専修科目（系統的他コース履修科目）から未修得の科目2単位以上、合計12単位以上修得すること。

Ⅹ 工学研究科博士後期課程教員及び専門分野

注:平成26年度の教員を掲載したものです。

■くらし環境系領域〈物質化学ユニット〉					主な教育 担当	
教授	工 博	上 道 芳 夫	H406-2室	触媒反応化学、環境化学	(先端環境創生工学コース) 工学専攻	
教授	工 博	太 田 勝 久	Q313室	量子化学		
教授	博 (工学)	大 平 勇 一	H310室	化学工学、環境工学		
教授	工 博	古 賀 俊 勝	U405室	量子化学		
教授	工 博	中 野 英 之	H408室	機能性有機材料化学		
教授	博 (工学)	吉 田 雅 典	H412室	化学工学、プロセス装置		
准教授	博 (理学)	飯 森 俊 文	H410室	光物理化学		
准教授	工 博	田 邊 博 義	H403室	電気化学、燃料電池、電極反応設計		
准教授	博 (工学)	藤 本 敏 行	H304室	化学工学、エアロゾル工学		
准教授	博 (工学)	山 中 真 也	H312室	化学工学		
■くらし環境系領域〈化学生物工学ユニット〉						
教授	薬 博	菊 池 愼 太 郎	H202室	微生物機能科学、応用微生物学、微生物工学		
教授	農 博	張 裕 喆	H203室	環境生物工学、生物資源利用学		
教授	薬 博	中 野 博 人	H210-2室	有機合成化学		
教授	理 博	長 谷 川 靖	H207室	生化学		
准教授	博 (薬学)	上 井 幸 司	H212-2室	生体触媒化学、生物有機化学		
准教授	博 (情報工学)	徳 樂 清 孝	U204室	生化学、生体分子科学、生物物理学		
准教授	博 (理学)	日 比 野 政 裕	Y301室	コロイド界面化学、生物物理化学		
准教授	理 博	安 居 光 國	U305室	生化学、生体物質工学		
■くらし環境系領域〈環境建築学ユニット〉						
教授	工 博	大 坂 谷 吉 行	Y503室	都市計画		
教授	工 博	土 屋 勉	D321室	基礎・地盤工学		
教授	博 (工学)	濱 幸 雄	D314室	建築材料・施工学		
教授	博 (工学)	溝 口 光 男	D325室	建築構造学、耐震構造学		
■くらし環境系領域〈社会基盤ユニット〉						
教授	工 博	飯 島 徹	Q109室	流体関連振動		
教授	博 (工学)	木 村 克 俊	D312室	海岸工学、港湾工学		
教授	工 博	木 幡 行 宏	D303室	地盤工学		
教授	博 (工学)	中 津 川 誠	D310室	水文学、河川工学、水環境工学		
准教授	博 (工学)	有 村 幹 治	D214室	交通運輸計画学		
准教授	博 (工学)	川 村 志 麻	D301室	地盤工学		
准教授	博 (工学)	小 室 雅 人	D210室	構造工学		
准教授	理 博	後 藤 芳 彦	D222室	環境・防災工学、火山地質工学		
准教授	博 (工学)	菅 田 紀 之	D212室	コンクリート工学		
准教授	博 (工学)	吉 田 英 樹	D307室	廃棄物工学		
■しくみ情報系領域〈情報システム学ユニット〉						
教授	工 博	板 倉 賢 一	V510室	地殻工学、地下計測工学、可視化情報処理		
■もの創造系領域〈機械工学ユニット〉					主な教育 担当	
教授	工 博	河 合 秀 樹	B219室	混相流工学、化学工学	(先端生産システム工学コース) 工学専攻	
教授	工 博	世 利 修 美	B212室	機械材料学		
教授	博 (工学)	藤 木 裕 行	B304室	材料力学		
■もの創造系領域〈ロボティクスユニット〉						
教授	工 博	相 津 佳 永	Y401室	光計測学、医用生体光学		
教授	博 (工学)	風 間 俊 治	B319室	フルードパワー、トライボロジー		
准教授	博 (工学)	寺 本 孝 司	A204室	加工システム学		
准教授	博 (工学)	花 島 直 彦	B312室	制御工学、ロボット工学		
■もの創造系領域〈航空宇宙システム工学ユニット〉						
教授	工 博	上 羽 正 純	B202室	誘導制御工学		
教授	Ph. D.	齋 藤 務	A207室	衝撃波工学、圧縮性流体力学		
教授	工 博	東 野 和 幸	S207室	推進工学		
教授	工 博	樋 口 健	A301室	構造工学		
准教授	博 (工学)	境 昌 宏	B307室	材料工学、軽構造工学		
准教授	博 (工学)	溝 端 一 秀	S304室	空力設計・飛行力学		
〈関係教員〉 ☆他領域・ユニット所属教員, ◇客員教員, ○非常勤講師						
◇	工 博	青 木 卓 哉	JAXA関連部門	構造材料工学		
◇	工 博	小 林 弘 明	JAXA関連部門	推進工学		
■もの創造系領域〈先進マテリアル工学ユニット〉						
教授	工 博	幸 野 豊	K606室	マテリアル科学特論、マテリアル強度学特論、マテリアル強度評価学特論		
教授	工 博	齋 藤 英 之	K702室	マテリアル科学特論、環境マテリアル		

教授	博(工学)	佐伯 功	K709室	マテリアル物理化学概論、マテリアル界面制御学特論
教授	工博	佐々木 眞	Y601室	マテリアル創製学
教授	工博	平井伸治	K603室	マテリアル物理化学特論、マテリアル創製学
准教授	博(エネルギー科学)	岸本弘立	K511室	固体相転移学、エネルギー材料概論
准教授	博(理学)	澤口直哉	Y607室	計算マテリアル科学
■もの創造系領域(応用物理学ユニット)				
教授	理博	岩佐達郎	Y507室	生物物理学、生体情報学、生体分子科学
教授	博(工学)	戎修二	K402室	固体物性学
教授	理博	高野英明	Q205室	固体物理学、放射線物理学
教授	理博	近澤進	K405室	磁気相転移
教授	工博	宮永滋己	Y201室	光工学、非線形光学
教授	理博	村山茂幸	Q208室	強相関電子、低温物性
准教授	博(工学)	磯田広史	K307室	誘電体物性学
准教授	博(工学)	澤田研	Y501室	生化学、分子生物学
准教授	博(理学)	柴山義行	K210室	低温物理学
准教授	博(理学)	桃野直樹	Q206室	超伝導物理学
准教授	理博	矢野隆治	K202室	量子エレクトロニクス、非線形光学
■もの創造系領域(ものづくり基盤センター)				
教授	博(工学)	清水一道	A227室	機械材料学、熱流体工学

(先端生産システム工学コース)
工学専攻

■しくみ情報系領域(情報システム学ユニット)					主な教育 担当
教授	博(工学)	塩谷浩之	V605室	知能情報学、応用数理工学	
教授	工博	永野宏治	R204室	信号解析工学、環境評価学	
教授	工博	畑中雅彦	R302室	医用画像工学	
准教授	博(工学)	岡田吉史	V402室	バイオインフォマティクス、感性工学	
准教授	博(工学)	工藤康生	V408室	知能情報学	
准教授	博(情報学)	須藤秀紹	V616室	メディア情報学	
■しくみ情報系領域(知能情報学ユニット)					
教授	工博	沖井廣宣	V504室	医用画像	
教授	工博	岸上順一	V514室	データサイエンス	
教授	工博	佐賀聡人	V501室	ソフトコンピューティング、ヒューマンインタフェース	
教授	工博	鈴木幸司	V611室	ソフトコンピューティング	
教授	工博	前田純治	V602室	画像情報処理	
准教授	博(学術)	寺本渉	V609室	認知心理学、認知神経科学	
准教授	博(情報科学)	本田泰	R306室	コンピュータ知能学	
准教授	博(工学)	渡部修	R308室	計算論的神経科学、視覚科学	
准教授	博(工学)	渡邊真也	V613室	情報工学	
■しくみ情報系領域(電気通信システムユニット)					
教授	博(工学)	青柳学	E305-1室	超音波工学、メカトロニクス	
教授	工博	鏡 慎	E302室	マイクロ波応用、音響工学	
教授	工博	佐藤孝紀	F309-1室	高電圧工学、プラズマエレクトロニクス、放電化学、環境科学	
教授	博(工学)	辻 寧英	F204室	電子工学、電磁波工学	
教授	工博	長谷川弘治	Y403室	電磁波工学、超音波電子工学	
准教授	博(工学)	長 謙 広	Y405室	並列分散処理、信号処理	
准教授	博(工学)	渡邊浩太	E304室	電磁界解析、電気機器学	
■しくみ情報系領域(電子デバイス計測ユニット)					
教授	理博	酒井彰	E202室	分光光学、固体物性	
教授	博(工学)	関根ちひろ	F302室	固体物理学、電気電子材料	
教授	工博	中根英章	F305室	電子工学	
教授	工博	福田永	Y707室	知能センシング	
教授	工博	松田瑞史	F304室	超伝導エレクトロニクス、量子計測	
准教授	博(工学)	植杉克弘	Y701室	半導体電子材料	
准教授	博(工学)	加野裕	Y208室	光計測工学	
准教授	博(工学)	川口秀樹	F207室	電磁界解析、マイクロ波応用	
准教授	博(工学)	佐藤信也	E204室	光ファイバセンサ、光機能デバイス	
准教授	博(工学)	武田圭生	F307室	有機電子材料、高圧物性工学	

(先端情報電子工学コース)
工学専攻

■ 工学専攻 関係教員				
教授	工博	伊藤秀範	F309-2室	プラズマ工学
教授	工博	空閑良壽	H306室	化学工学、微粒子工学

■ひと文化系領域(言語科学・国際交流ユニット)				
准教授	文 修	ゲイナー、B. N.	Q513室	第二言語習得、バイリンガリズム
准教授	文 修	ジョンソン、M. P.	Q511室	応用言語学、外国語教育学

X その他

1. 授業料未納による除籍処分

授業料の納付を2期にわたって怠り、督促してもなお納付しない者は、除籍されます。

2. 日本学生支援機構の「特に優れた業績による返還免除」制度について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に「特に優れた業績を挙げた者」に対して、大学長からの推薦に基づき、日本学生支援機構で選考し認定した者に返還を免除する制度です。

日本学生支援機構に推薦するに当たっての、本学の基準については「XI 関係学内規則等」に記載してありますが、疑問な点は、学生室厚生ユニットへお問い合わせください。

3. 学生表彰等

本学には学生の成績優秀者、経済的困窮学生への支援、善行を行った学生に対して表彰などを行う次のような制度があります。

(1) 蘭岳賞（担当：学生室学生ユニット）

学生の勉学並びに健全な課外活動、社会への諸活動等を積極的に支援し、本学の名誉を著しく高めた個人又は団体を表彰する制度です。

表彰の対象となる学生は、次のとおりです。

- ① 学部4年間の成績優秀な学生として、学科長が推薦する者
- ② 研究業績が顕著である大学院生で、専攻長の推薦する者
- ③ その他学生の模範となる行為のあった者として、教職員の推薦又は自薦のあった個人又は団体

(2) 優秀学生奨励金（担当：学生室学生ユニット）

学生の学力レベル向上に資することを目的とし、学業及び人物ともに優れている学生に、奨励金を給付する制度です。

詳細は、担当ユニットにお問い合わせください。

(3) 経済的困窮学生への支援（担当：学生室厚生ユニット）

学力優秀でありながら、経済的困窮から勉学継続が困難な学生への支援を行う制度です。

対象者等			給付金額
学部学生	授業料免除申請者で免除を受けられなかった者	前後期とも3名	当該期の授業料半額分
	授業料免除申請者で半額免除を受けた者	前後期とも1名	
博士前期課程学生	入学金免除申請者で学力優秀な者	4名	当該入学金の半額分

XI 関係学内規則等

1. 沿革

昭和 40 年(1965) 4 月	大学院工学研究科修士課程電気工学専攻 6 講座 (12 名)、工業化学専攻 4 講座 (8 名)、 開発工学専攻 4 講座 (8 名)、土木工学専攻 4 講座 (8 名)、 機械工学専攻 4 講座 (8 名)、金属工学専攻 4 講座 (8 名)、入学定員計 52 名を設置
昭和 41 年(1966) 4 月	化学工学専攻 4 講座 (8 名) を設置
昭和 42 年(1967) 4 月	産業機械工学専攻 4 講座 (8 名) を設置
昭和 45 年(1970) 4 月	建築工学専攻 4 講座 (8 名) を設置
昭和 46 年(1971) 4 月	電子工学専攻 4 講座 (8 名) を設置 電気工学専攻 2 講座 (4 名) 減 (電子工学専攻へ 2 講座振替)
昭和 47 年(1972) 4 月	土木工学専攻 1 講座 (2 名) 増
昭和 52 年(1977) 4 月	金属工学専攻 1 講座 (2 名) 増、建築工学専攻 1 講座 (2 名) 増
昭和 53 年(1978) 4 月	エネルギー工学専攻基幹講座 1 講座 (5 名)、協力講座 3 講座 (4 名) を設置 金属工学専攻 1 講座 (2 名) 減 (エネルギー工学専攻に振替) 開発工学専攻 1 講座 (2 名) 増
昭和 58 年(1983) 4 月	エネルギー工学専攻基幹講座 1 講座 (5 名) 増、協力講座 1 講座減
昭和 58 年(1983) 11 月	北海道大学大学院工学研究科との単位互換協定締結
昭和 58 年(1983) 12 月	北海道大学大学院理学研究科との単位互換協定締結
昭和 59 年(1984) 4 月	応用物性学専攻 4 講座 (7 名) を設置 電気工学専攻・開発工学専攻・土木工学専攻・金属工学専攻・化学工学専攻・ 建築工学専攻・電子工学専攻各定員 1 名減 (応用物性学専攻に振替)
平成 2 年(1990) 4 月	大学院工学研究科修士課程全専攻を博士前期課程 建設システム工学専攻 3 講座 (17 名)、機械システム工学専攻 3 講座 (19 名)、 情報工学専攻 3 講座 (15 名)、電気電子工学専攻 3 講座 (15 名)、 材料物性工学専攻 3 講座 (17 名) 及び応用化学専攻 3 講座 (17 名) に改組 大学院工学研究科博士後期課程建設工学専攻 3 講座 (4 名)、 生産情報システム工学専攻 4 講座 (8 名) 及び物質工学専攻 3 講座 (6 名) 入学定員 18 名を設置
平成 7 年(1995) 4 月	博士前期課程入学定員 32 名増 (建設システム工学専攻 5 名、 機械システム工学専攻 5 名、情報工学専攻 4 名、電気電子工学専攻 7 名、 材料物性工学専攻 6 名、応用化学専攻 5 名)
平成 10 年(1998) 4 月	博士前期課程入学定員 66 名増 (建設システム工学専攻 11 名、 機械システム工学専攻 12 名、情報工学専攻 11 名、電気電子工学専攻 11 名、 材料物性工学専攻 10 名、応用化学専攻 11 名)
平成 12 年(2000) 4 月	大学院工学研究科博士後期課程創成機能科学専攻 3 講座入学定員 6 名設置
平成 17 年(2005) 4 月	情報工学専攻「情報処理工学講座、計測数理工学講座、知識工学講座」を 「計算機システム学講座、ヒューマン情報学講座、コンピュータ知能学講座」に再編
平成 17 年(2005) 12 月	北海道大学大学院情報科学研究科との単位互換協定締結 (情報工学専攻)
平成 18 年(2006) 4 月	電気電子工学専攻「電気システム工学講座、電子システム工学講座、電子デバイス 工学講座」を「電気エネルギー・エレクトロニクス講座、通信・先進計測講座」に再編 材料物性工学専攻「物理工学講座、材料プロセス工学講座、材料設計工学講座」を 「応用物理講座、材料工学講座」に再編 大学院工学研究科博士後期課程生産情報システム工学専攻に 航空宇宙システム工学講座 (連携講座) 設置
平成 20 年(2008) 4 月	大学院工学研究科博士前期課程航空宇宙システム工学専攻 1 講座(10 名)、 公共システム工学専攻 1 講座 (8 名)、数理システム工学専攻 1 講座 (8 名) を設置

平成 21 年(2009) 4 月	<p>建設システム工学専攻 3 講座 (6 名) 減、機械システム工学専攻 4 講座 (8 名) 減、 情報工学専攻 3 講座 (3 名) 減、電気電子工学専攻 2 講座 (3 名) 減、 材料物性工学専攻 2 講座 (3 名) 減、応用化学専攻 3 講座 (3 名) 減 (航空宇宙システム工学専攻、公共システム工学専攻、数理システム工学専攻に振替)</p> <p>大学院工学研究科博士前期課程建設システム工学専攻 3 講座 (27 名)、 機械システム工学専攻 3 講座 (28 名)、情報工学専攻 3 講座 (27 名)、 電気電子工学専攻 2 講座 (30 名)、材料物性工学専攻 2 講座 (30 名)、 応用化学専攻 3 講座 (30 名) を建築社会基盤系専攻 (27 名)、 機械創造工学系専攻 (43 名)、応用理化学系専攻 (45 名)、 情報電子工学系専攻 (57 名) に改組</p> <p>大学院工学研究科博士後期課程全専攻を建設環境工学専攻 (5 名)、 生産情報システム工学専攻 (6 名)、航空宇宙システム工学専攻 (4 名)、 物質工学専攻 (5 名)、創成機能工学専攻 (4 名) に改組</p>
平成 22 年(2010) 3 月	<p>札幌医科大学、小樽商科大学、北海道医療大学及び千歳科学技術大学の大学院との単位互換 協定締結</p>
平成 22 年(2010) 11 月	<p>大学院博士後期課程創設 20 周年記念式典を挙</p>
平成 24 年(2012) 3 月	<p>北見工業大学、電気通信大学、大分大学、秋田県立大学及び崇城大学の大学院との単位互換 協定締結</p>
平成 24 年(2012) 10 月	<p>環境調和材料工学研究センターを設置した。</p>
平成 26 年(2014) 3 月	<p>北海道大学、北海道教育大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、小樽商科大学 と単位互換協定を締結した</p>

2. 室蘭工業大学大学院学則

平成16年度室工大学則第2号

目次

- 第1章 目的及び使命（第1条—第10条）
- 第2章 入学の時期、入学資格、休学等（第11条—第22条）
- 第3章 授業科目及び履修方法（第23条・第24条）
- 第4章 課程修了の要件、学位及び教育職員免許状（第25条—第28条）
- 第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第29条—第31条）
- 第6章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第32条—第35条）
- 第7章 研究科委員会（第36条）
- 第8章 雑則（第37条）

附則

第1章 目的及び使命

（目的及び使命）

第1条 室蘭工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とし、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。

（研究科）

第2条 大学院に、工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

（課程）

第3条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専攻）

第4条 研究科に、別表1に掲げる専攻を置く。

（連携分野）

第4条の2 研究科に、別表2に掲げる連携分野を置く。

（専攻の教育目的）

第4条の3 専攻の教育目的は、別表3のとおりとする。

（収容定員）

第5条 研究科の収容定員は、別表4のとおりとする。

（修業年限）

第6条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第6条の2 本学大学院の学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し博士前期課程又は博士後期課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（在学年限）

第7条 博士前期課程には4年を、博士後期課程には6年を超えて在学することはできない。

（学年）

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を2期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第10条 休業日を次のとおり定める。ただし、第4号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 5月22日
- (4) 春期、夏期及び冬期休業期間

2 前項に定めるもののほか、臨時の休業日及び休業日変更は、その都度学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、休業期間中に授業を行うことができる。

第2章 入学の時期、入学資格、休学等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第12条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第13条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願及び入学者の選考等)

第14条 入学の出願、入学者の選考、入学の許可及び入学手続は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学

則第1号)第24条、第25条及び第31条の規定を準用する。

(再入学)

第15条 本学の大学院を退学した者が再入学を志願するときは、選考の上、入学を許可することがある。

(転学及び転入学)

第16条 学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 他大学の大学院の学生が、転入学を志願するときは、選考の上、入学を許可することがある。

(転専攻)

第17条 学生が転専攻を志願するときは、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

第18条 疾病その他の理由により、3か月以上修学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不相当と認められた者に対しては、学長は休学を命ずることがある。

3 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第20条 疾病その他の理由により退学したい者は、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第21条 学生が、外国の大学の大学院で修学しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、第25条第1項及び第26条に定める在学期間に算入する。

(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(2) 所定の期日までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者

(3) 第7条に定める在学年限を超えた者

(4) 第18条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第3章 授業科目及び履修方法

(教育方法)

第23条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位数及び履修方法は、室蘭工業大学大学院工学研究科規則(平成16年度室工大規則第95号。以下「研究科規則」という。)の定めるところによる。

(授業科目の単位の認定)

第24条 履修した授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により行う。

第4章 課程修了の要件、学位及び教育職員免許状

(博士前期課程の修了の要件)

第25条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科規則で定める授業科目について

32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程修了の要件)

第26条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科規則で定める授業科目について、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認められる者については、大学院に3年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、研究科規則で定める授業科目について、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認められる者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第27条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。

4 学位論文の審査及び最終試験の方法その他の学位に関し必要な事項は、室蘭工業大学学位規則（平成16年度室工大規則第94号）の定めるところによる。

(教育職員免許状)

第28条 博士前期課程において教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

区分	種類	教科
環境創生工学系専攻	高等学校教諭専修免許状	理科、工業
生産システム工学系専攻		理科、工業
情報電子工学系専攻		数学、情報、工業

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第29条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第30条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第31条 科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法については、別に定める。

第6章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第32条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開講する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することがある。

2 前項の単位の認定については、第24条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第33条 他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学の大学院等と協議の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第34条 他大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、大学院において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他大学の大学院等と協議の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第35条 外国人で、大学において教育を受け又は研究をする目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 研究科委員会

(研究科委員会)

第36条 研究科の管理運営のため、研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に、博士前期課程分科会及び博士後期課程分科会を置く。

3 研究科委員会、博士前期課程分科会及び博士後期課程分科会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(雑則)

第37条 この学則に定めるもののほか、研究科の学生に関し必要な事項は、室蘭工業大学学則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成25年度室工大学則第2号)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の室蘭工業大学大学院学則第25条第1項及び第26条の規定は、平成26年度に入学する者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

博士前期課程

専攻
環境創生工学系専攻
生産システム工学系専攻
情報電子工学系専攻

博士後期課程

専攻
工学専攻

別表2（第4条の2関係）

博士前期課程

専攻	連携分野
生産システム工学系専攻	航空宇宙システム工学

博士後期課程

専攻	連携分野
工学専攻	航空宇宙システム工学

別表3（第4条の3関係）

博士前期課程

専攻	教育目的
環境創生工学系専攻	自然環境や社会環境の変化を踏まえて環境と調和した持続可能な社会を構築していくために、化学反応や生物機能を高度に利用した有用物質の合成、地球環境の保全及び循環型社会の形成に関する研究・開発、建築物や地下空間を含む社会基盤の構築・整備・保全や防災に係る研究・開発、人々が快適で安心して暮らすことのできる都市や居住空間の創出に向けた計画・設計・施工に関する研究・開発、幅広い知識を有し、環境や防災に関わる公共的な政策・方策の立案を遂行できる創造性豊かな人材を養成する。
生産システム工学系専攻	システム技術集約の成果である航空宇宙機や次世代ロボット、これらを支える機械工学分野、及び先進材料の創製・開発に求められる材料工学・物理工学分野における基盤研究の推進、融合により、従来の枠組みを超えたシステム創出や要素技術開発に発展させることによって、環境問題やエネルギー対策など、複雑化する課題の解決に貢献できる創造性豊かな人材を養成する。
情報電子工学系専攻	知能・情報システム、電気及び通信システム、電子デバイス計測に関わる情報工学・電気電子工学分野の体系的な知識と専門能力を備え、コミュニケーション能力、チームワーク力、倫理観、自己学習能力などを有し、時代の変革に対応して、研究・開発を遂行できる創造性豊かな人材を養成する。

博士後期課程

専攻	教育目的
工学専攻	深化した専門分野をベースにしつつも自身の専門を超えた分野・環境において自立的に対応できる実践的な研究者、あるいは、自身の専門分野における研究遂行能力を核にして多様な社会ニーズを踏まえて産業界で先導的な活躍ができる高度な技術者を育成する。さらに、社会のグローバル化にも対応可能な、国際的なコミュニケーション能力を身につけさせる。

別表4 (第5条関係)

課程	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
博士前期課程	環境創生工学系専攻	73	146
	生産システム工系専攻	84	168
	情報電子工学系専攻	67	134
	計	224	448
博士後期課程	工学専攻	15	45
	計	15	45
合計		239	493

3. 室蘭工業大学大学院工学研究科規則

平成16年度室工大規則第95号

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「学則」という。）及び室蘭工業大学学位規則（平成16年度室工大規則第94号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1（博士前期課程）及び別表第2（博士後期課程）のとおりとする。

2 博士前期課程MO T教育プログラムにおける授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

3 博士前期課程環境調和材料工学教育プログラムにおける授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

(指導教員)

第3条 学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

2 博士前期課程の指導教員は、博士前期課程の研究指導を担当する教員（常時勤務する特任教員を含む。）及び授業を担当する教員（常時勤務する特任教員を含む。）の中から2人以上とし、主となる教員1人及び副となる教授、准教授、講師、助教又は常時勤務する特任教員1人以上をもって構成する。

3 博士後期課程の指導教員は、博士後期課程の研究指導を担当する教員（常時勤務する特任教員を含む。）及び授業を担当する教員（常時勤務する特任教員を含む。）の中から3人とし、主となる教員1人及び副となる教授、准教授、常時勤務する特任教授又は常時勤務する特任准教授2人をもって構成する。

4 前2項に定める主となる教員は、主任指導教員とし、当該課程の研究指導を担当する教員（常時勤務する特任教員を含む。）をもって充てる。

5 指導教員は、室蘭工業大学大学院工学研究科委員会において定める。

6 連携分野にあつては、客員教授及び客員准教授（以下「客員教員」という。）による研究指導を行うことができることとし、この場合、主任指導教員は客員教員の中から指名するものとする。

7 第1項及び第3項から第5項までの規定は、前項の場合において準用する。

(履修方法)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに主任指導教員を経て、学長に届け出るものとする。

2 主任指導教員が必要と認めるときは、学生に他専攻又は学部の授業科目を履修させることができる。

3 教育上特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 前項の教育方法は、研究科委員会において定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第5条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定及び学則第21条に規定する留学により履修した授業科目について修得した単位については、博士前期課程及び博士後期課程を通して合計10単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては10単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、この期間は、博士前期課程又は博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 前項の規定により博士前期課程又は博士後期課程において受けた研究指導は、それぞれの課程において受けた研究指導の一部としてみなすことができる。

3 第1項の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の題目)

第8条 学生は、学位論文の題目を主任指導教員の承認を得て、所定の期日までに、学長に申告しなければならない。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、学位論文を主任指導教員の承認を得て、所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(試験の告示)

第10条 試験の授業科目、日時その他必要な事項はあらかじめ告示する。

(成績)

第11条 博士前期課程の各授業科目の試験又は研究報告の成績は、100点法により採点し、60点以上を合格とする。

2 前項の成績の評語は、A、B、Cにより表わすものとし、その点数区分は、次のとおりとする。

A 80点から100点まで

B 70点から79点まで

C 60点から69点まで

3 博士後期課程の各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語により、A、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

4 授業科目を履修し、試験又は研究報告に合格したものに所定の単位を与える。

(追試験及び再試験)

第12条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(学位論文及び最終試験の評価)

第13条 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格及び不合格をもって表示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年度室工大規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(別表の経過措置)

2 改正後の室蘭工業大学大学院工学研究科規則別表第1 (博士前期課程) 及び別表第3の規定は、平成25年度に入学する者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1 (博士前期課程) (第2条関係) (略) (履修上の教育課程表は 13～28頁参照)

別表第2 (博士後期課程) (第9条関係) (略) (履修上の教育課程表は 37頁参照)

別表第3 (略) (履修上の教育課程表は 29頁参照)

別表第4 (略) (履修上の教育課程表は 30頁参照)

4. 室蘭工業大学連携大学院方式に関する規則

平成18年度室工大規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学 (以下「本学」という。) の大学院工学研究科 (以下「研究科」という。) の学生が、本学並びに本学と連携している研究所及び研究施設 (以下「研究機関」という。) において研究指導を受けること (以下「連携大学院方式」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 連携大学院方式を実施するため、本学と研究機関との間に協定を締結するものとする。

2 前項の協定に係る協定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 客員教員の委嘱要件に関する事項
- ② 副指導教員に関する事項
- ③ 実施に要する経費に関する事項
- ④ 施設・設備の使用に関する事項
- ⑤ 知的財産権に関する事項
- ⑥ 協定履行に伴う損害賠償に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

(客員教員)

第3条 連携分野に、客員教授又は客員准教授 (以下「客員教員」という。) を置く。

2 客員教員は、協定を締結した研究機関に所属する研究者をもって充てる。

3 客員教員の選考は、当該研究機関との協議を経て、本学が行う。

4 客員教員は、本学及び研究機関において、研究科の学生に対し研究指導を行うものとする。

(副指導教員)

第4条 連携分野に、副指導教員を置く。

2 副指導教員は、客員教員に協力して、連携大学院方式の実施に関し、主として次の各号に掲げる事項を担当するものとする。

- (1) 学生の研究指導について、客員教員の補完的役割を果たすこと。
- (2) 客員教員との連絡調整に関すること。
- (3) 学生の生活指導に関すること。

3 副指導教員は、専攻長の推薦に基づき本学の教員の中から大学院工学研究科委員会の議を経て学長が指名する。

(学生の取扱)

第5条 連携大学院方式による学生の選考は、各専攻の定めるところによる。

- 2 研究機関における学生の身分及び資格は、研究機関の定めるところによる。
- 3 研究機関において学生が関与する事故が生じた場合は、本学と研究機関が協議の上、対処する。
(客員教員に係る経費及び旅費等)
- 第6条 客員教員が、研究機関において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備に要する経費については研究機関が無償で提供し、消耗品等に要する経費については本学が予算の範囲内で負担するものとする。
- 2 客員教員が、教育研究指導のため出張することが必要であると本学が認めるときは、当該旅費は本学が負担するものとする。
(事務)
- 第7条 連携大学院方式の実施に関する事務は、教務課が処理する。
(雑則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、連携大学院方式の実施に関し必要な事項は、本学と研究機関が協議の上、定めるものとする。
附 則
この規則は、平成18年2月6日から施行する。
(略)
附 則 (平成21年度室工大規則第37号)
この規則は、平成22年2月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

5. 室蘭工業大学大学院学生の転専攻に関する規則

平成24年度室工大規則第44号

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、室蘭工業大学大学院学則(平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。)第17条の規定に基づき、室蘭工業大学の転専攻について必要な事項を定めるものとする。
(定義)
- 第2条 転専攻とは、大学院学則第4条に規定する博士前期課程の専攻間における学生の移籍をいう。
(転専攻の許可)
- 第3条 転専攻は、次に掲げる条件を満たした場合に許可する。
- (1) 新たに所属することとなる専攻(以下「移籍先専攻」という。)に欠員があること。ただし、移籍先専攻が特に認めたときはこの限りでない。
 - (2) 移籍先専攻の教育、運営その他に支障がないこと。
 - (3) 移籍先専攻の定めによる選考に合格すること。
- (転専攻の時期)
- 第4条 転専攻の時期は、4月とする。ただし、10月入学者については、転専攻の時期を10月とする。
(在籍年次)
- 第5条 転専攻した者の在籍年次は、1年次とする。
(在学期間)
- 第6条 転専攻した者は、転専攻前に在学していた期間を含め、4年を超えて在学することはできない。
(出願時期)
- 第7条 転専攻の出願時期は、毎年2月末日までとする。ただし、10月入学者については、転専攻の出願時期を、毎年8月末日までとする。
(選考)
- 第8条 転専攻を志願する者に係る選考は、移籍先専攻が実施するものとし、選考方法は、当該専攻の定める方法による。
(既修得単位の認定)
- 第9条 転専攻した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、移籍先専攻の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、転専攻の実施に関し必要な事項は、教育システム委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年3月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、第7条本文に規定する出願時期の平成24年度における適用は、同条の規定にかかわらず、平成25年3月8日までとする。

附 則 (平成25年度室工大規則第35号)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日に在籍する博士後期課程学生の転専攻については、なお従前の例による。

6. 室蘭工業大学の第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則

平成16年度室工大規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則(平成16年度室工大学則第1号)第18条及び室蘭工業大学大学院工学研究科規則(平成16年度室工大規則第95号)第6条の規定に基づき、既修得単位等の認定等について定めるものとする。

(認定科目、単位及び評価)

第2条 既修得単位等の認定は、本学で開講している全科目について、本学の該当科目の所定の単位以上を修得している場合(修得しているとみなされる場合を含む。)に限り、単位を認定することができる。

2 前項の認定単位は、本学における該当科目の所定の単位とする。

3 認定した科目の成績評価は行わないものとする。

(認定手続)

第3条 既修得単位等の認定を希望する者は、入学後速やかに既修得単位等認定願(別紙様式1)に、本学に入学する前に在学していた大学院、大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における成績証明書若しくはこれにかわる証明書等を添えて学長に願い出るものとする。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、既修得単位等の認定を行うものとする。

3 学長は、認定した科目及び単位について単位認定通知書(別紙様式2)により本人に通知するものとする。

(認定後の指導)

第4条 単位の認定を行った場合は、認定した単位に代えて、他の選択科目の履修を行わせるなど学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式1(第3条関係) (略)

別紙様式2(第3条関係) (略)

7. 室蘭工業大学における大学院学生の研究指導の委託及び受託に関する規則

平成16年度室工大規則第96号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 研究指導の委託(第3条—第11条)

第3章 研究指導の受託(第12条—第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学大学院工学研究科規則(平成16年度室工大規則第95号)第7条第3項の規定に基づき、室蘭工業大学(以下「本学」という。)の大学院の学生で、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)において研究指導を受ける者(以下「研究指導委託学生」という。)及び室蘭工業大学大学院学則(平成16年度室工大学則第2号)第34条第2項の規定に基づき、他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の学生で、本学の大学院において特別研究学生として研究指導を受ける者の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(他の大学院等との協議)

第2条 学長は、本学の学生を他の大学院等に研究指導委託学生として委託しようとする場合又は他大学の大学院の学生を特別研究学生として受け入れようとする場合は、研究課題、研究期間、対象となる学生、指導教員、研究終了の取扱いその他必要な事項について、当該他の大学院等と協議するものとする。

第2章 研究指導の委託

(出願手続)

第3条 研究指導委託学生として、他の大学院等に研究指導を委託しようとする主任指導教員は、次の各号に掲げる書類を当該専攻長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 研究指導委託願(様式1号)
- (2) 推薦書(様式2号)
- (3) 略歴、研究歴及び論文リスト(A4判 横書き)

(委託の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、研究指導委託学生が在籍する博士前期課程又は博士後期課程の別に応じ、博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会の議を経て、学長が許可する。

(研究指導委託期間)

第5条 研究指導委託の期間は、博士前期課程又は博士後期課程において、それぞれ3月以上1年以内とする。

2 前項の期間は、博士前期課程又は博士後期課程において、それぞれ通算して1年を超えることができない。

(在学期間の取扱い)

第6条 研究指導委託学生として研究指導を受けた期間は、本学の在学期間に含めるものとする。

(研究報告書等の提出)

第7条 主任指導教員は、研究指導委託学生が他の大学院等における研究を終了したときは、研究終了報告書(様式3号)に他の大学院等の交付する研究状況報告書等を添えて、学長に提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第8条 研究指導委託学生が、他の大学院等において受けた研究指導は、当該学生が在籍する博士前期課程又は博士後期課程の別に応じ、博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会の議を経て、本学の課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(授業料)

第9条 研究指導委託学生は、他の大学院等において研究指導を受けている期間中も、本学の学生としての授業料を納付しなければならない。

(災害保険等への加入)

第10条 研究指導委託学生は、学生教育研究災害傷害保険又は他の大学院等の指定する研究災害補償制度へ加入しなければならない。

(委託許可の取消し)

第11条 学長は、研究指導委託学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学院等の長と協議の上、研究指導の委託の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 他の大学院等の学則等に違反したとき。
- (3) その他研究指導委託学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第3章 研究指導の受託

(出願手続)

第12条 特別研究学生として受入れを申請する他の大学の大学院の長は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究指導委託申請書 (様式4号)
- (2) 推薦書 (様式5号)
- (3) 学生の在学証明書及び成績証明書
- (4) 学生の略歴、研究歴及び論文リスト (A4判 横書き)

(受入れの許可)

第13条 前条の申請があったときは、当該学生を受け入れる予定の博士前期課程又は博士後期課程の別に応じ、博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会の議を経て、学長が許可する。

(受入れの時期)

第14条 特別研究学生の受入れの時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(受入れの期間)

第15条 特別研究学生の受入れの期間は、博士前期課程又は博士後期課程において、それぞれ3月以上1年以内とする。ただし、博士後期課程に受け入れた特別研究学生の受入れの期間については、更に1年以内に限り延長することができる。

2 前項の期間は、博士前期課程に受け入れる特別研究学生にあっては、通算して1年、博士後期課程に受け入れる特別研究学生にあっては、通算して2年を超えることができない。

(研究指導状況報告書)

第16条 学長は、特別研究学生が所定の研究を終了したときは、主任指導教員の報告に基づき、研究指導状況報告書 (様式6号) を交付する。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別研究学生の検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別研究学生の授業料は、別に定める。

3 前項に定める授業料は、研究指導を受ける期間に係る授業料の全額を入学手続のときに納付しなければならない。ただし、研究指導を受ける期間が、受入れ日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の授業料については、当該年度分をその年度の当初の月に納付するものとする。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 第2項の規定にかかわらず、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

- (1) 特別研究学生が、国立大学の大学院の学生であるとき。
- (2) 特別研究学生が、本学と外国の大学との間で締結した交流協定又は附属文書等において授業料を相互に不徴収とする学生であるとき。

(実験実習費用)

第18条 特別研究学生の実験及び実習に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

(災害保険等への加入)

第19条 特別研究学生は、所属する大学院において、学生教育研究災害傷害保険等に加入するものとする。

(受入れの取消し)

第20条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他大学の大学院の長と協議の上、受入れを取り消すことができる。

- (1) 研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 本学の学則等に違反したとき。
- (3) その他特別研究学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成21年度室工大規則第35号）

この規則は、平成22年2月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

- 様式1号（第3条関係）（略）
- 様式2号（第3条関係）（略）
- 様式3号（第7条関係）（略）
- 様式4号（第12条関係）（略）
- 様式5号（第12条関係）（略）
- 様式6号（第16条関係）（略）

8. 室蘭工業大学学位規則

平成16年度室工大規則第94号

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第21条第2項及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第27条第4項の規定に基づき、室蘭工業大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、工学とする。

（学位授与の条件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則第27条に規定する者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第27条に規定する者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院学則第27条第3項に規定する者にも授与する。

（学位論文審査願の手続き）

第4条 学生が修士論文の審査を願い出るときは、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学生が博士論文の審査を願い出るときは、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添えて、学長に提出しなければならない。

3 前条第4項の者が博士論文の審査を申請するときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添えて、学長に提出するとともに、審査手数料57,000円を納付しなければならない。

4 本学の大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、博士論文の審査を申請するときも前項の規定による。この場合において、退学後1年以内に博士論文の審査を申請する場合には、審査手数料の納付は要しない。

5 提出した学位論文及び既納の審査手数料は返還しない。

（提出する学位論文）

第5条 学位論文は、1編とし、自著であることを要する。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳本、学位論文の内容に関連のある模型、標本等を提出させることがある。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第6条 学長は、第4条第1項及び第2項の学位論文審査願を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

2 学長は、第4条第3項の博士論文審査申請書を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員)

第7条 大学院学則第25条第1項及び第26条の学位論文の審査及び最終試験並びに大学院学則第27条第3項の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることの確認(以下「学力の確認」という。)は、研究科委員会が修士論文又は博士論文の別に応じ、それぞれ研究科委員会の博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会に属する教授、准教授、常時勤務する特任教授若しくは常時勤務する特任准教授又は客員教授若しくは客員准教授の中から3人以上の者(以下「審査委員」という。)を選出し、行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文の審査委員にあつては、教授、准教授、常時勤務する特任教授、常時勤務する特任准教授、客員教授又は客員准教授の中から2人及び講師、助教、常時勤務する特任教員、客員教授又は客員准教授の中から1人以上とすることができる。

3 研究科委員会は、必要があるときは、前2項で定める以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査)

第8条 前条第1項の審査は、提出された学位論文及び公開発表会に基づき行うものとする。

(最終試験)

第9条 第7条第1項の最終試験は、学位論文の審査が終わった後に、当該学位論文を中心にこれに関連のある授業科目について、筆記又は口述によって行うものとする。

(学力の確認)

第10条 第7条第1項の学力の確認は、博士論文の審査が終わった後に、当該博士論文を中心にこれに関連のある専門分野及び外国語について、筆記又は口述によって行うものとする。

2 第4条第4項の者が退学後3年以内に博士論文の審査を申請するときには、学力の確認を免除することができるものとする。

(審査期間)

第11条 第4条第1項及び第2項の規定に基づき提出された学位論文の審査は、当該学位論文審査願を提出した学生が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

2 第4条第3項の規定に基づき提出された博士論文の審査は、当該博士論文審査申請書を受理した日から1年以内に終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、博士論文に係る審査については、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第12条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会の博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第13条 研究科委員会の博士前期課程分科会又は博士後期課程分科会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否について審議し、議決するものとする。

2 学長は、前項の議決の結果を研究科委員会に報告し、その認証を受けるものとする。

(学位記の授与)

第14条 学長は、第3条第1項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位記を与える。

2 学長は、前条第2項の結果に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき者には学位記を与え、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会がやむを得ないと認めるときは、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、研究科委員会は、請求があったときは当該博士論文の全文を閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、室蘭工業大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士及び博士の学位にあっては研究科委員会の議を経て、当該学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別紙様式1から別紙様式4までのとおりとする。

(雑則)

第20条 この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年度室工大規則第45号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別紙様式1 (第18条関係) (第3条第1項の規定により授与する学位) (略)

別紙様式2 (第18条関係) (第3条第2項の規定により授与する学位) (略)

別紙様式3 (第18条関係) (第3条第3項の規定により授与する学位) (略)

別紙様式4 (第18条関係) (第3条第4項の規定により授与する学位) (略)

9. 室蘭工業大学学位審査取扱細則

平成16年度室工大細則第9号

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 修士の学位 (第3条—第11条)

第3章 博士の学位

第1節 課程博士 (第12条—第20条)

第2節 論文博士 (第21条—第30条)

第4章 学位論文の保管等 (第31条・第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学学位規則 (平成16年度室工大規則第94号。以下「学位規則」という。) 第19条の規定に基づき、室蘭工業大学 (以下「本学」という。) の学位審査の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「課程博士」とは、学位規則第3条第3項により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規則第3条第4項により授与される博士の学位をいう。

第2章 修士の学位

(審査の願出)

第3条 修士論文の審査を願ひ出る者 (以下「修士論文申請者」という。) は、主任指導教員の承認を得て、

次の各号に掲げる申請書類を当該専攻長（以下「専攻長」という。）を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1部
- (2) 学位論文 1部
- (3) 論文概要（300字程度） 1部

2 専攻長は、当該論文の受理の可否について専攻会議に諮り事前審査を行わなければならない。
（願出の時期）

第4条 修士論文の審査の願い出は、博士前期課程在学中に行うものとし、申請書類の提出時期は、次のとおりとする。

- (1) 3月修了予定者 1月末日
- (2) 9月修了予定者 7月末日

（審査の付託）

第5条 大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、学位規則第6条第1項の規定により修士論文の審査を付託されたときは、その審査及び最終試験を博士前期課程分科会（以下「前期分科会」という。）に付託するものとする。

（審査委員の指名）

第6条 専攻長は、修士論文ごとに専攻会議の承認を得て3人以上の審査委員候補者を審査委員候補者名簿（様式2）により学長に推薦しなければならない。

2 専攻長は、前項の審査委員候補者のうち、大学院工学研究科（以下「研究科」という。）を担当していない者がある場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添付しなければならない。

3 学長は、専攻長から推薦のあった審査委員候補者について、前期分科会の議を経て審査委員を指名する。

4 指名された審査委員が、やむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、前期分科会の議を経て審査委員を変更することができる。

（審査委員会）

第7条 前期分科会は、修士論文ごとに前条の審査委員で構成する審査委員会を組織する。

2 審査委員会に審査委員主査（以下「主査」という。）1人を置き、審査委員の教授、准教授、講師、助教、常時勤務する特任教員、客員教授又は客員准教授のうちから前期分科会の議を経て、学長が指名する。

3 主査は、審査委員会を総括する。

（公開発表会）

第8条 学長は、修士論文を審査するため、公開発表会を開催しなければならない。

2 専攻長は、前項の公開発表会に係る日程（案）等を公開発表会開催日程（案）通知（様式3）により学長に提出する。

3 学長は、前項の通知に基づき公開発表会開催日程を調整し、開催日の1週間前までに公開発表会開催日程を修士論文申請者に通知するとともに、公示しなければならない。

4 審査委員は、公開発表会に出席しなければならない。

（論文の審査及び最終試験）

第9条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を行うものとする。

2 前項の最終試験は、公開発表会と兼ねて行うことができる。

（論文の審査及び最終試験の期限）

第10条 修士論文の審査及び最終試験は、次の期限までに終了しなければならない。

- (1) 3月修了予定者 2月末日
- (2) 9月修了予定者 9月14日

（論文の審査及び最終試験の報告）

第11条 主査は、修士論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査報告書（様式4）及び最終試験結果報告書（様式5）により専攻長を経て前期分科会に速やかに報告しなければならない。

第3章 博士の学位

第1節 課程博士

(審査の願出)

第12条 課程博士の博士論文(以下「課程博士論文」という。)の審査を願ひ出る者(以下「課程博士申請者」という。)は、主任指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる申請書類を専攻長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願(様式1) 1部
- (2) 学位論文 3部
- (3) 論文目録(様式6) 2部
- (4) 論文内容の要旨(和文(1000字程度)及び英文(400語程度)) 2部
- (5) 履歴書(様式7) 2部
- (6) 参考論文(必要がある場合) 2部

2 専攻長は、当該論文の受理の可否について専攻会議に諮り事前審査を行わなければならない。

(願出の時期)

第13条 課程博士論文の審査の願ひ出は、博士後期課程在学中に行うものとし、申請書類の提出時期は次のとおりとする。

- (1) 3月修了予定者 12月25日
- (2) 9月修了予定者 6月末日

(審査の付託)

第14条 研究科委員会は、学位規則第6条第1項の規定により課程博士論文の審査を付託されたときは、その審査及び最終試験を博士後期課程分科会(以下「後期分科会」という。)に付託するものとする。

(審査委員の指名)

第15条 専攻長は、課程博士論文ごとに専攻会議の承認を得て3人以上の審査委員候補者を審査委員候補者名簿(様式2)により学長に推薦しなければならない。

2 専攻長は、前項の審査委員候補者のうち、研究科を担当していない者がある場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添付しなければならない。

3 学長は、専攻長から推薦のあった審査委員候補者について、後期分科会の議を経て審査委員を指名する。

4 指名された審査委員が、やむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、後期分科会の議を経て審査委員を変更することができる。

(審査委員会)

第16条 後期分科会は、課程博士論文ごとに前条の審査委員で構成する審査委員会を組織する。

2 審査委員会に主査1人を置き、審査委員の教授、准教授、常時勤務する特任教授、常時勤務する特任准教授、客員教授又は客員准教授のうちから後期分科会の議を経て、学長が指名する。

3 主査は、審査委員会を総括する。

(公開発表会)

第17条 学長は、課程博士論文を審査するため、公開発表会を開催しなければならない。

2 専攻長は、前項の公開発表会に係る日程(案)等を公開発表会開催日程(案)通知(様式3)により学長に提出する。

3 学長は、前項の通知に基づき公開発表会開催日程を調整し、開催日の1週間前までに公開発表会開催日程を課程博士申請者に通知するとともに、公示しなければならない。

4 審査委員は、公開発表会に出席しなければならない。

(論文の審査及び最終試験)

第18条 審査委員は、課程博士論文の審査及び最終試験を行うものとする。

2 前項の最終試験は、公開発表会と兼ねて行うことができる。

(論文の審査及び最終試験の期限)

第19条 課程博士論文の審査及び最終試験は、次の期限までに終了しなければならない。

- (1) 3月修了予定者 2月末日

(2) 9月修了予定者 9月14日

(論文の審査及び最終試験の報告)

第20条 主査は、課程博士論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査報告書(様式4)及び最終試験結果報告書(様式5)により、専攻長を経て後期分科会に速やかに報告しなければならない。

第2節 論文博士

(申請資格)

第21条 論文博士の博士論文(以下「論文博士論文」という。)の審査を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学院博士後期課程(博士課程)に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学卒業後8年以上又は大学院博士前期課程(修士課程)修了後5年以上の研究歴を有する者
- (3) 前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有する者

(審査の申請)

第22条 論文博士論文の審査を申請する者(以下「論文博士申請者」という。)は、その論文に関係のある大学院工学研究科担当教員(以下「担当教員」という。)及び担当教員が所属する専攻長を経て、次の各号に掲げる申請書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文審査申請書(様式8) 1部
- (2) 博士論文 3部
- (3) 論文目録(様式6) 2部
- (4) 論文内容の要旨(和文(1000字程度)及び英文(400語程度)) 2部
- (5) 履歴書(様式7) 2部
- (6) 参考論文(必要がある場合) 2部
- (7) 卒業(修了)証明書 2部
- (8) 業績書 2部
- (9) 研究歴証明書 2部

2 専攻長は、当該論文の受理の可否について専攻会議に諮り事前審査を行わなければならない。

(申請の時期)

第23条 論文博士論文の申請書類の提出時期は、4月及び10月の末日とする。

(審査の付託)

第24条 研究科委員会は、学位規則第6条第2項の規定により論文博士論文の審査を付託されたときは、その審査及び学力の確認を後期分科会に付託するものとする。

(審査委員の指名)

第25条 専攻長は、論文博士論文ごとに専攻会議の承認を得て3人以上の審査委員候補者を審査委員候補者名簿(様式2)により学長に推薦しなければならない。

- 2 専攻長は、前項の審査委員候補者のうち、研究科を担当していない者がある場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添付しなければならない。
- 3 学長は、専攻長から推薦のあった審査委員候補者について、後期分科会の議を経て審査委員を指名する。
- 4 指名された審査委員が、やむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、後期分科会の議を経て審査委員を変更することができる。

(審査委員会)

第26条 後期分科会は、論文博士論文ごとに前条の審査委員で構成する審査委員会を組織する。

- 2 審査委員会に主査1人を置き、審査委員の教授、准教授、常時勤務する特任教授、常時勤務する特任准教授、客員教授又は客員准教授のうちから後期分科会の議を経て、学長が指名する。
- 3 主査は、審査委員会を総括する。

(公開発表会)

第27条 学長は、論文博士論文を審査するため、公開発表会を開催しなければならない。

- 2 専攻長は、前項の公開発表会に係る日程(案)等を公開発表会開催日程(案)通知(様式3)により学

長に提出する。

3 学長は、前項の通知に基づき公開発表会開催日程を調整し、開催日の1週間前までに公開発表会開催日程を論文博士申請者に通知するとともに、公示しなければならない。

4 審査委員は、公開発表会に出席しなければならない。

(論文の審査及び学力の確認)

第28条 審査委員は、論文博士論文の審査及び学力の確認を行うものとする。

(論文の審査及び学力の確認の期限)

第29条 審査委員会は、論文博士論文の審査及び学力の確認を次の期限までに終了しなければならない。

(1) 4月申請者 9月14日

(2) 10月申請者 2月末日

(論文の審査及び学力の確認の報告)

第30条 主査は、論文博士論文の審査及び学力の確認の結果を、学位論文審査報告書(様式4)及び学力の確認結果報告書(様式9)により、専攻長を経て後期分科会に速やかに報告しなければならない。

第4章 学位論文の保管等

(学位論文の保管)

第31条 博士を授与した学位論文は、当該専攻及び本学附属図書館にそれぞれ1部保管するものとする。

(雑則)

第32条 この細則に定めるもののほか、学位審査の取扱いに関し必要な事項は、前期分科会及び後期分科会がそれぞれ定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成21年度室工大細則第4号)

この細則は、平成22年2月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

様式1(第3条、第12条関係) (略)

様式2(第6条、第15条、第25条関係) (略)

様式3(第8条、第17条、第27条関係) (略)

様式4(第11条、第20条、第30条関係) (略)

様式5(第11条、第20条関係) (略)

様式6(第12条、第22条関係) (略)

様式7(第12条、第22条関係) (略)

様式8(第22条関係) (略)

様式9(第30条関係) (略)

10. 学位論文審査の取扱いに関する申合せ

平成16年4月1日学長伺定

1. 発表論文について

- (1) 学位論文提出に当たっては、博士論文の内容に関連した研究成果について、審査機関のある学会等の論文集に、課程博士にあつては1編以上、論文博士にあつては3編以上掲載されていること。
- (2) 発表論文が共著の場合であっても、学位論文提出者が主として研究発表したものについてはこれを認める。
- (3) 論文集に投稿し、掲載が決定された論文については、発表論文として取り扱うことができる。

2. 博士論文審査の申請について

- (1) 専攻長は、学位審査取扱細則(平成16年度室工大細則第9号)第12条第2項及び第22条第2項に規定する事前審査に先立ち、予備審査を行い、その結果を学長に報告する。
- (2) 予備審査結果の報告は、論文目録及び履歴書(学位審査取扱細則(平成16年度室工大細則第9号)様式6及び様

式7)を提出する。ただし、在学期間を短縮して修了を予定する課程博士及び論文博士申請者においては、研究業績書及び研究歴証明書を併せて提出する。

3. 審査について

学位論文の審査は、提出された学位論文及び公開発表会により以下の審査基準に基づき、審査委員が総合的に評価を行い、可否を判定する。

(1) 修士論文の審査基準

- ・研究成果が、学術的意義、新規性、創造性、有用性を有していること。
- ・研究の目的を十分に理解し、研究分野に関連する幅広い専門知識を有していること。
- ・自ら研究を遂行し、結果を修士論文として適切にまとめていること。
- ・研究成果を論理的に説明でき、得られた結果に基づく結論や仮説の展開が適切であること。
- ・その他、各専攻が定める審査基準を満たすこと。

(2) 博士論文の審査基準

- ・研究成果が、学術的意義、新規性、創造性、有用性を有していること。
- ・研究の背景や目的を十分に理解し、研究分野に関連する高度で幅広い専門知識を有していること。
- ・自ら研究を企画・遂行し、結果を博士論文として適切にまとめていること。
- ・研究成果を論理的に説明でき、得られた結果に基づく結論や仮説の展開が適切であること。
- ・その他、各専攻が定める審査基準を満たすこと。

附 則 (平成24年度)

この申合せは、平成24年6月14日から実施する。

附 則 (平成24年度)

この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

11. 論文博士の申請資格及び学力の確認方法に関する申合せ

平成16年4月1日学長伺定

I 研究歴の取扱いについて (学位審査取扱細則第21条第3号)

大学を卒業していない者の研究歴年数の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 短大、高等専門学校卒業者 研究歴 12年
- (2) 高等学校卒業者 研究歴 15年

II 学力の確認 (学位規則第9条)

学力の確認は、次のとおりとし、実施方法については、各専攻の定めるところによる。

1. 専門分野

3科目以上を課すものとする。

2. 外国語

(1) 日本人

5か国語(英語・ドイツ語、仏語、ロシア語、中国語)の中から2か国語を課すものとする。

(2) 外国人

6か国語(日本語、英語、ドイツ語、仏語、ロシア語、中国語)の中から2か国語(母国語を除く)を課すものとする。

(3) 修士以上の学歴を有する者は、1か国語とする。

12. 室蘭工業大学外国人留学生規則

平成16年度室工大規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則(平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。)第59条第3項及び国立大学法人室蘭工業大学大学院学則(平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」と

いう。) 第35条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 学部の科目等履修生
- (3) 大学院の学生
- (4) 大学院の科目等履修生
- (5) 研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格については、学則第23条、室蘭工業大学科目等履修生規則(平成16年度室工大規則第82号)及び室蘭工業大学研究生規則(平成16年度室工大規則第83号)並びに大学院学則第12条及び第13条の規定を適用する。

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、学部及び大学院博士前期課程の学生については学年の始めとし、それ以外の者については、学年又は学期の始めとする。ただし、研究生について、特別の事由がある場合には、この限りではない。

(入学の出願)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真
- (4) 最終学校の卒業(修了)証明書及び学業成績証明書
- (5) 旅券の写、住民票、在留カードの写又は外国人登録証明書の写
- (6) その他必要な書類

2 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、文部科学大臣からの協議書類をもって、前項各号に掲げる書類に代えることができる。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 入学者は、入学定員の枠外とする。

(入学の手續及び許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、2年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、研究期間の延長を許可することがある。

(検定料等の免除)

第9条 第5条及び第7条の規定にかかわらず、国費外国人留学生の検定料、入学金及び授業料は、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき徴収しない。

(学則等の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年度室工大規則第32号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

13. 室蘭工業大学学生交流に関する規則

平成16年度室工大規則第78号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 派遣学生（第3条—第6条）
- 第3章 特別聴講学生（第7条—第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第16条、第17条及び室蘭工業大学大学院工学研究科規則（平成16年度室工大規則第95号）第5条の規定により、他の大学（大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第57条及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第33条の規定による特別聴講学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

（大学間協議）

第2条 本学（大学院を含む。以下同じ。）の学生に、他大学等の授業科目を履修させようとする場合又は他大学等の学生を本学の特別聴講学生として受け入れようとする場合、学長は、教授会（大学院の場合は、大学院工学研究科委員会。以下同じ。）の議を経て、当該他大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、単位の認定方法その他実施に当たって必要な事項を協議するものとする。

第2章 派遣学生

（出願手続）

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に願出しなければならない。

- （1） 他大学等の授業科目履修願書
- （2） 学科長（専攻長）の承諾書
- （3） その他授業科目を履修する他大学等が定める書類

2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。

（履修の許可）

第4条 前条の願出があったときは、室蘭工業大学教育システム委員会の議を経て、学長が許可する。

（履修報告）

第5条 派遣学生は、履修が終了したときは、当該他大学等の交付する学業成績証明書を添えて履修報告書を学長に提出しなければならない。

第6条 前3条の規定にかかわらず、本学と他大学との間で締結した相互単位互換協定（以下「単位互換協定」という。）に基づき派遣学生として他大学等の授業科目を履修させようとする場合については、別に定める。

（履修許可の取消し）

第7条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他大学等と協議の上、履修の許可を取り消すことがある。

- （1） 履修の見込みがないと認められるとき。
- （2） その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第8条 特別聴講学生を志願する者は、在学する他大学等を経由して、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願書
- (2) その他本学において特に定める書類

2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。

(入学の許可)

第9条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可する。

第10条 前2条の規定にかかわらず、単位互換協定に基づき特別聴講学生を受入れる場合については、別に定める。

(準用)

第11条 第6条の規定は、特別聴講学生に準用する。

(身分の喪失)

第12条 特別聴講学生が、在学する他大学等の学生としての身分を失ったときは、同時に特別聴講学生としての身分を失う。

(検定料、入学科及び授業料)

第13条 特別聴講学生の検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料は、別に定める額とし、履修予定単位に応じ、前期分（4月から9月分まで）を4月中に、後期分（10月から翌年3月分まで）を10月中に納付しなければならない。

3 前項の単位が増加された場合における授業料は、その増加単位に応じて算出したその期に係る額を前項に準じて納付しなければならない。ただし、当該増加が納期後に認められた場合においては、その認められた月に納付しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

- (1) 特別聴講学生が、国立の他大学等の学生であるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学と公立又は私立の他大学等との単位互換協定において授業料を相互に不徴収とする学生であるとき。
- (3) 特別聴講学生が、本学と外国の大学との間で締結した交流協定又は附属文書等において授業料を相互に不徴収とする学生であるとき。

(既納の授業料)

第14条 納付した授業料は、返還しない。

第4章 雑則

(細目)

第15条 この規則及び他の学内規則に定めるもののほか、派遣学生及び特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(留学への準用)

第16条 学則第39条第1項及び大学院学則第21条第1項に規定する留学については、この規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成25年度室工大規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

14. 室蘭工業大学研究生規則

平成16年度室工大規則第83号

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則(平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。)第58条に規定する研究生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由がある場合には、この限りでない。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別に定める額の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
- (4) 定職に就いている者にあつては、所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、研究期間の延長を許可することがある。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、学長が決定する。

(講義又は実験等への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、学長の許可を得て講義又は実験等に出席することができる。

(研究成果の報告)

第10条 研究生は、研究修了後、研究成果を指導教員を経て学長に報告しなければならない。

(研究証明書)

第11条 研究を修了した研究生には、本人の請求により、研究証明書を交付することがある。

(授業料)

第12条 研究生の授業料の月額、別に定める額とし、前期分(4月から9月分まで)を4月中に、後期分(10月から翌年3月分まで)を10月中に納付しなければならない。ただし、各期における研究期間が6月に満たない場合は、研究期間分の額を当該研究期間の当初の月に納付しなければならない。

2 第7条に定める研究期間が延長された場合における授業料は、延長期間に応じた額を前項に準じて納付しなければならない。ただし、当該延長が納期後に認められた場合においては、認められた月に納付しなければならない。

(実験・実習等の費用)

第13条 研究生の実験・実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(既納の授業料等)

第14条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度室工大規則第19号）

この規則は、平成17年10月13日から施行する。

15. 室蘭工業大学科目等履修生規則

平成16年度室工大規則第82号

（趣旨）

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第56条及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第32条に規定する科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

（入学の時期）

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第3条 学部の科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の科目等履修生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学の出願）

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別に定める額の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- （1） 入学願書
- （2） 履歴書
- （3） 最終学校の卒業証明書又は入学資格を証明する書類

（入学者の選考）

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学許可）

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（履修期間）

第7条 履修期間は、入学時に履修を許可された授業科目の開講期間とする。

（諸証明書）

第8条 科目等履修生の修得した単位、在学期間等については、本人の請求により所定の証明書を交付する。

（授業料）

第9条 科目等履修生の授業料は、別に定める額とし、履修予定単位に応じ、前期分（4月から9月分まで）を4月中に、後期分（10月から翌年3月分まで）を10月中に納付しなければならない。

（既納の授業料等）

第10条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

（学則等の準用）

第11条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度室工大規則第18号）

この規則は、平成17年10月13日から施行する。

16. 室蘭工業大学大学院工学研究科長期履修学生規則

平成24年度室工大規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「学則」という。）第6条の2に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 長期履修学生の申請資格は、本学の大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に入学する者又は在学する者で、職業を有している等の事情がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者又は自ら事業を行っている等フルタイムの職業に就いている者
- (2) 育児、親族の介護等に従事している者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者
- (3) その他修学に重大な影響があると学長が認められた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修期間は、原則1年単位とし、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を限度として認めることができるものとする。

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職証明書等長期履修が必要であることを証明する書類

(申請の時期)

第5条 申請書類の提出時期は、次のとおりとする。ただし、最終年次の申請は認めない。

- (1) 入学予定者 別に定める期日まで
- (2) 4月入学者 1月末日
- (3) 10月入学者 7月末日

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（別紙様式2）
- (2) その他大学が必要と認める書類

2 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとし、延長又は短縮の期間は6カ月単位とする。ただし、長期履修期間の短縮を認める期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとする。

3 第1項の書類の提出時期は、長期履修期間を延長する場合は、許可されている長期履修期間の終了する日から12カ月以前、短縮する場合は、短縮して修了しようとする長期履修期間の終了する日から12カ月以前の次に定める期日までとする。

- (1) 9月修了予定者 7月末日
- (2) 3月修了予定者 1月末日

(許可)

第7条 長期履修学生及び長期履修期間変更の申請があったときは、博士前期課程の学生については教育システム委員会、博士後期課程の学生については大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関して必要な事項は、教育システム委員会及び大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度室工大規則第36号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

17. 室蘭工業大学大学院学生の授業料未納者の除籍に関する申合せ

平成16年4月1日 学長伺定

室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号）第22条第2号の「所定の期日までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者」の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 授業料の納付を2期にわたって怠り、督促してもなお納付しない者は、除籍する。
- 2 1の期とは、大学院学則第9条に定める学期であって、授業料納入義務のある学期をいう。
- 3 除籍の対象となる者は、会計課が作成した各期の授業料未納者名簿により特定し、大学院工学研究科委員会の議に付す。
- 4 学長が指名する理事又は副学長は、除籍の対象となった者の父母（これに代わる者を含む。以下同じ。）及び所属専攻長に、大学の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに未納授業料の納付がなければ除籍となる旨を通知する。
- 5 学長は、除籍を決定したときは、直ちに除籍の通知を当該学生に送付するとともに、通知の写しを父母に送付する。

附 則

（実施期日）

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から実施する。
（適用）
- 2 この申合せは、平成11年4月1日以降に入学した者に適用する。
（略）

附 則（平成21年度）

この申合せは、平成22年2月4日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

18. 室蘭工業大学奨学金返還免除候補者選考基準

室蘭工業大学奨学金返還免除候補者選考規則第4条第2項に規定する選考を次のように定める。

1 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者を認定するに当たっては、次の各号に掲げる学内外における業績を総合的に評価して行うものとする。

なお、選考に当たり、大学院における教育研究活動等に関する業績を「A」とし、専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績を「B」とする。

（1）学位論文その他の研究論文

「A」 a 学位論文が特に優れている。（20点）

b 室蘭工業大学紀要に学位論文以外の研究論文掲載がある。（第一執筆者の場合10点）

「B」 a 学会誌、学術雑誌への査読付き論文掲載がある。（1編に付き第一執筆者の場合20点、第一執筆者以外の場合10点）

b 国際的な学会または、全国的な学会での学会賞、学術賞の受賞がある。（1つの賞に付き20点）

c 論文を主とした研究成果が評価された結果、科学研究費補助金等の研究助成金を獲得した。もしくは日本学術振興会の特別研究員に採用された。（20点）

d 学会で発表し、高い評価を得て表彰された。（10点）

（2）大学院設置基準第16条に定める修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果

「A」 a 学内における修士論文に代わる特定の課題について、特に優れた研究の成果がある。（室蘭工業大学大学院学則第25条第2項）（20点）

「B」a 学外における修士論文に代わる特定の課題について、特に優れた研究の成果がある。(室蘭工業大学大学院学則第25条第2項)(20点)

(3) 著書、データベースその他の著作物等(前2号に掲げるものを除く。)

「A」a 学内における著書・データベース・その他の著作物等がある。(単著の場合10点、共著の場合5点)

「B」a 学外における著書・データベース・その他の著作物等がある。(単著の場合20点、共著で第一執筆者の場合10点、第一執筆者以外の場合5点)

(4) 発明

「A」a 学内における発明がある。(10点)

「B」a 学外における発明がある。(10点)

(5) 授業科目の成績及び修業年限の短縮

「A」a 博士前期課程においては、専攻教育コース内での成績が上位30パーセント以内である。(10点)

b 博士後期課程においては、すべて評価Aである。(10点)

c 修業年限の短縮を認められた。(室蘭工業大学大学院学則第25条、第26条)(30点)

(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績

「A」a リサーチ・アシスタント等による研究活動への貢献が顕著である。(5点)

b ティーチング・アシスタント等による教育活動への貢献が顕著である。(5点)

c 科学研究費補助金等の助成金による研究活動への貢献がある。(5点)

「B」a 学外でのリサーチ・アシスタント等への採用がある。(5点)

b 学外での科学研究費補助金等による研究活動への貢献がある。(5点)

c 学外での非常勤講師等、教育活動への貢献がある。(5点)

(7) ボランティア活動その他の社会貢献の実績

「A」a 教育研究に関する学内でのボランティア活動が顕著である。(5点)

「B」a 専攻分野の特殊性を生かした顕著な社会貢献、国際貢献がある。(5点)

2 候補者の順位付けは、次に定めるところにより行う。

(1) 業績の評価項目についての総合評価点が30点以上の者で、総合評価点の高い順に候補者として決定する。

(2) 総合評価点が同点の場合は、授業科目の成績を次式により点数化し、その点数の高い順に候補者として決定する。

点数={ (Aの数×3点) + (Bの数×2点) + (Cの数×1点) } / 取得授業科目数

(3) 専攻間の均衡を考慮する。

附 則

この基準は、平成17年3月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年12月6日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年12月25日から実施する。



室蘭工業大学大学院履修要項

平成 26 年 4 月 1 日発行

編集・発行

〒050-8585

室蘭市水元町 27 番 1 号 室蘭工業大学教務グループ

Tel:0143-46-5106・5107